

第12回西和賀町議会定例会

令和3年3月9日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 おはようございます。令和3年定例3月議会、一般質問1番に質問させていただくことになりました北村嗣雄でございます。よろしくお願い申し上げます。

早速質問に入らせていただきますが、コロナ騒動の中、西和賀もようやく雪も少なくなり、春めいてまいりました。そうした中で、昨年の暮れから今年の1月に入って、前例のない大雪になりまして、町内においても農業施設あるい

は人災に関わる被害が大きく発生しました。その中で、私は農業施設に関わる被害状況について伺う。それから、復旧の対応について、町の取組をお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。一般質問初日、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの北村議員さんからの質問に関しては、農業施設の被害関係についてでございます。これについては、担当している課長から答弁申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 おはようございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、私のほうから農業施設の被害状況並びに復旧の対応についてお答えいたします。

今年度の大雪による農業施設の被害について、現在把握しているものは、農機具格納庫4棟、園芸用ハウスが3棟、育苗用ハウスが10棟、合計で17棟、被害額は推定で2,360万円となっております。ただ、大雪のためまだ確認できていないハウスもありますし、西和賀の場合には雪が解ける際に被害を受けるハウスもありますので、今後若干増えていくものと思っております。

次に、復旧への対応でございますが、今年の大雪は県南地域を中心に大きな被害が出ており、国、県の緊急対策が県の2月補正予算で可決されております。国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、県の被災農業者緊急支援事業などが助成対象になりますが、農家個々の被災状況に応じ、関係機関が連携して対応しているところでございます。

また、これ以上被害が拡大しないよう、ハウス等の除雪経費、消雪資材等の助成を町単独で行っておりますので、積極的にご活用願いたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 県内被害額は35億円余りと先般お伺いしたわけですが、町のというか、県の意向をちょっと耳にしますと、やはり県が思い切った施策で助成をし、春の農作業の回復に全面的に力を入れるということでお話を伺っております。どうか町としても、それぞれ被害を受けられた農家の皆さんに、できるだけ支援、あるいはいろいろな助成をお願いして、回復を、復旧をしていただきたいなど、よろしく願いいたします。

私今回の質問は、追加も含めて、かなり多目的に多く出ていますので、私が簡潔に質問いたします。それで、今回は新年度に入るいろんな町の考え方を、基本的な考え方をお伺いしたいなというふうに考えておりますので、その旨よろしく願いいたします。

それでは、早速農業政策についてお伺いします。西和賀町第2次農業農村振興プランは、2018年度に策定され、10年後の町の農業農村の将来像を展望し、3年ごとに見直しするとしている。町は、次期農業農村振興プランの骨子について、令和3年2月3日に町農政推進協議会に示す委員の意見をまとめた。これは、日日新聞によって報道されたが、第2期、2021年から2023年度は、重点目標に持続可能な農業集落の育成をなど、8項目を提示し、今後関係機関、団体の意見を踏まえ、3月中に計画案をまとめるとあったが、以下についてお伺いします。

意見を踏まえる関係機関、団体等はどこを示すのか。このことは、やはり町の打ち出したプランの意見を新たに求める関係機関というのは、極めて町の農業に関わる重大な意見をいただく機関だと思いますので、お伺いするものです。よろしく願いします。

議長 細井町長。

町長 農業農村振興プランについては、議員さんがおっしゃいますように、平成30年度に10年後を見越し、3年間の行動計画を策定したもので、今年度中に次の3年間の行動計画を策定するものであります。

コロナの影響もあり、農政推進協議会は2月3日に開催しておりますが、協議会では30年度から本年度、令和2年度まで3年間の検証と、それを踏まえ次期3年間の重点項目を提示し、それを検討していただきました。合併時と現在の西和賀町の農業は大きく変わってきております。農業は右肩下がりの状況と長らく言われてきましたが、統計資料等で検証しますと、農家数や農業就業人口は大きく減少しているものの、農業産出額は、若干ではあるものの、上昇の兆しが見え、大型の経営体や集落営農組織への農地集積が進み、農地の活用状況が好転しております。

また、土地利用型農業においても、林道等の集約型農業においても、1戸当たりの生産額が伸びてきております。高齢化等で廃業せざるを得ない農家が増えた一方で、農業をなりわいとする者も増えてきているように考えております。こういった状況を鑑み、次期重点項目として8項目を提案し、委員の皆様から了解をいただいたところであります。

個別の事項につきましては、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、意見を踏まえる関係機関、団体とはどこを示すのかというご質問ですが、農業農村振興プランの見直しについては、関係機関、団体のそれぞれの担当者が項目ごとにチームを組んで検証してきました。その検証に基づき、次期3年間の重点項目を設定し、その項目ごとに目標と詳細計画を協議中でございます。項目ごとに構成する機関、団体に若干の違いはありますが、農業振興課が中心となり、

花巻農林振興センター、西和賀普及サブセンター、J A花巻、西和賀土地改良区、湯田牛乳公社、西和賀農業振興センター、農業委員会がメンバーに入っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。時間の関係上、次に移らせていただきます。

2番になりますが、強い農業経営体の育成、水田フル活用による作物振興とあるが、基本となる取組事業は何か伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

8つの重点項目につきましては、さきの農政推進協議会の協議で決定していただいておりますが、具体的な内容については、現在重点項目ごとに策定中でありますので、方向性のみ回答させていただきます。

1つ目の強い農業経営体の育成でございますが、近年の傾向から、経営体の経営規模の拡大が法人化や雇用就農者の拡大、経営の多角化につながっていることから、今後についても引き続き農業基盤整備や農地集積を推進し、経営体の体力の強化を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の水田フル活用による作物振興であります。10年前と比較すると、大豆、ソバの作付が大きく伸び、自己保全や永年性牧草の面積が減少しており、水田の有効活用化が進んでいるものの、大豆の面積が頭打ちとなるなど、水田の活用は常に変化してきております。また、依然として200ヘクタールの自己保全が残っていることから、経営所得安定対策事業などによる水田の有効活用と、将来的に利用の可能性の低い水田については、農地以外の利用方法も含め、町全体の農地の活用について協議していきます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。私この件について感じることは、強い農業経営体の育成とあり

ますが、これは第一に後継者が確保できないと、やはり町の高齢化が進み、農業の存続がなかなか難しくなっている状況の中で、私が考えるには、それぞれの農業、農家のうちから出ている長男も含め、次男、三男坊のUターン、Jターン、Iターン、そうした呼び込みをやはり積極的に進めるのが、まず第一に確保につながるのではないかなというふうに考えます。

それから、水田のフル活用による作物振興についてですが、これは前回の2018年度の町の考えでも課題に出していますが、町は今水田のフル活用に大豆、ソバの作付の面積が拡大しております。そうした中で、やはり水田の排水不良などの課題が多く、反収や品質は安定していない、不作の解消には多少つながっているものの、こうした状況をいかに解消し、やはりフル活用できる水田そのものの改良が先決ではないかなと考えるわけです。

そうした場合、基本となる取組事業は、先ほどのいろいろな関係機関をお伺いしたわけですが、やはりこれは土地改良事業の大きな重点施策の取り組む事業ではないかなと考えます。意見というより提言をしておきます。

次に進ませていただきますが、持続可能な農業集落育成に中山間地域等直接支払交付金制度に新設された、営農以外の集落活動を支える集落機能強化加算を活用し、促進させたいと述べておりますが、今年度の活用が5協定にとどまっているのはなぜか、また全協定が活用対象にあるのか伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金第5期対策から新たに加わった集落機能強化加算につきましては、集落協定を結んでいる協定であれば、全てが対象になります。10アール当たりの上限が3,000円ということですので、面積の小さい協定では金額も少額になってしまうということでございます。昨年6月、中山間直接支払事業説

明会の際の集落機能強化加算への出席者の反応は非常によかったことから、多くの集落で取り組んでいただけるものと考えておりましたが、実際には5協定と少し残念な結果となっております。今年度取り組んだ5協定は、高齢者の買物、通院の支援、除雪、空き家対策、新商品開発となっております。

5協定にとどまった要因については、想像になりますが、初めての取組で前例がなかったことから、様子を見ることとした協定が多かったこと、実際に誰が事業を行うのかといった不安、また協定の総会は3月から4月が多く、意思決定ができなかったことなどが挙げられます。

今西和賀になくてはならなくなった農地・水環境保全対策事業は平成23年度に始まりましたが、初年度は8集落、2年目には26集落と一気に増えておりますので、集落機能強化加算につきましても、非常によい事業とは捉えていただいていることから、来年度は多くの協定で取り組んでいただけるものと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。全協定加入していない協定の意見というか、耳にしたわけではないのですが、何協定かのいろんな意見をお伺いしますと、まずちょっと内容は私分かりませんが、事務的な処理がかなり難しくなるのではないかというような意見もあり、先ほど課長が申し上げられたように、やはり不安も要素も隠れないという状況であります。

それから、取り組む活動事業ですが、ある程度定められているので、果たしてそれがうまく消化できるかとか、やはりそういう意見がありますので、今度新年度に向かって関係機関を集めた話合いが持たれると思いますが、その辺のネックというか、課題に対して、できるだけ町がどういう形で支援をしながら、全協定を利用してもらうか、ひとつその辺をお願い申し上げたいと思います。

では、次に進みますが、4番の西和賀型農業

の振興のための役割検討とあるが、どういったことを想定しているのかお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 答えいたします。

西和賀町の農業構造については、常に変化してきているものと考えております。米の増産時代、一転して米余りによる転作の強化、西和賀型複合経営の推進時代、農業者の高齢化や労働力不足による農業生産の右肩下がりの時代、農家の減少と農地集積による経営規模拡大の時代、その時々により農家を支える関係機関の役割及びその体制も変化してきております。今の体制は、西和賀町が合併し、農業振興センター設立後変わっていないことから、今後どのような支援が有効で、その体制がどうあればよいか、現状及び未来を見据え、検討しようとするものであります。

議長 北村嗣雄君。

2番 どうもありがとうございます。この件について、私が町のというか、町内の農家の実態を見るときに、やはり町内においても法人集落である程度地域的に集積された農地を耕作しているというか、そういう実態が見えていますが、ただ個人的な地域集落が西和賀の場合は帯状に広がっている関係から、個人で面積的にも集積されて取り組んでいる方が数少ないと感じております。

そうした中で、今町というか、国あるいは県の支援助成の状況を見るに、なかなか個人対象とした、そうした助成というか、支援がどうも乏しい。そういうのを見るに、やはり個人で地域の、あるいは集落をまとめて経営されている方を今町の農家の一人として支えていくのは極めて重要であると私は思うわけです。ですから、可能な限り、町の財政も厳しいわけですが、県あるいは国の施策が取り組めるものは取り組んで、町として積極的に農家を支えていただきたいなという考えがあります。その辺の考えというのは、町としてどう考えているか、一言お願

いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、経営体の規模はすごく大きくなってきております。50ヘクタールを超える経営体が3つ現れておりますし、10ヘクタール以上の経営体は26ということで農地は集約されてきております。逆に、農業経営体は5年間で半減という形で、今年の農業センサスの数字は380ということで非常に少なくなっているということで、個人で経営ができなくなっているという部分が非常に現れております。ですので、個人で経営できなくなったことがやっぱり地域で支えるということで、地域で大きな経営体も含めて支えていくことがこれからは重要になってくると思います。

個々の経営体の支援は、なかなか国の事業、県の事業がポイント制で該当にならないということも多いので、その部分を町単独で補うということは非常に難しいと思っておりますので、そういった部分で農地・水、中山間事業が私は非常に大事になってくると思っております。そういった部分で水路等の基盤整備を進めながら、守っていく農地、あるいは自然に戻す農地ということで、集落全体で話し合っていたら、将来に残すという形を取っていただければと思っております。ちょっと回答になっているか、なっていないところもあるかもしれませんが、そういう考え方であります。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、小規模、あるいは今よくやっている飯米に近い人たちというのは、多分これから停滞していくと思うのですけれども、個人の方でもやはり10町歩、20町歩と法人集落、そうした経営体というか、ではなくしてやられている方もいるわけで、やっぱりなかなか法人集落となれば、今何協議体かあるわけですがけれども、これからもそういう組織

ができるかもしれませんが、実際個人で営んでいる方、そうした方でできるだけ安定した持続可能な町の取組が欲しいなど、望ましいなどというのが私の考えですので、1つ基本的な考え方として検討してもらえればと思います。

次に入ります。5番ですが、6次産業拠点施設整備に向けた検討とあるが、想定する施設整備の内容をお伺いします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 ただいまのご質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

6次産業を効果的に推進するためには、販売、加工、飲食施設を一体的に、しかも地域バランスよく整備していくことが必要であると考えております。西和賀町にも多くの誘客を期待できる拠点となる施設の整備を求める声が出てきていることから、施設整備ができないかどうかを、設置場所や施設規模、内容も含め、検討しようとするものであります。また、その際には既存の産直等との連携や相乗効果も併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 私いわゆる8項目で打ち出しているのは、町内にも産直の何個かの施設がありますし、それで去年西和賀においては、スーパーというオセンさんがあるわけですが、名指しでちょっと失礼かなと思うのですが、そうしたところに町としても町内で生産された野菜の販売を試み、あるいは今後やはり町内消費する、あるいは関係する町内の学校給食も含め、病院食を含めての検討をされているわけですが、ただこの施設というのを感じたので、やっぱり町の全体を考えた上で、こうした拠点を地域的に何か所かに、ブロック的に置いて、今後本格的な取組をされるのかなど。というのは、私感じるには、野菜農家が西和賀の場合は少ないのです。例えば他町村では、朝市とか夜市とかとやっているの

すけれども、土日を含めた上で。西和賀でそれをやれるくらいの大量ではなくても、結構そうしたのに関心を持ちながら、取り組める農家の体制が整っているかどうかというのが私一番感じるところなのです。

そうしたものを作るには、やはりハウスが必要だと思うのです、小さいとしても。盛岡辺りは河川沿いに本当に小さいハウス、高齢者の方がいっぱいやっているのですけれども、なかなか町はそこまで持っていけるのかどうか。そうした場合に、大きな野菜農家でも町内で経営されないと、なかなかこの取組は難しいのかなと考えるのですが、その辺は町の担当として、お伺いします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えしたいと思います。

今年度にしわが食材マルシェというものを開催しました。28戸の農家が参加をして、取組をしたわけです。7月から10月末までということを取組をさせていただいたのですけれども、取り組まれた方からも、消費者からも、非常に好評であったということではございますけれども、当然議員さんご指摘のとおり、西和賀はどうしても気候厳しいので、野菜を提供できる時期、種類も非常に限られてくる部分があります。これを量ですとか期間をとれば、どうしてもハウスという部分が出てくるわけなのですけれども、こういった施設整備に関しては、当然人といいですか、取り組まれる方との兼ね合いもありますので、その方からの要望があれば、当然検討していくということになりますけれども、まず今のところは試験的な取組ということで、まだそこまでは至っていないのですけれども、将来的には生産者の方からの要望、あるいは消費者からもっと作ってくれと言った声等も出てくれば、当然検討していきたいというふうに考えております。

それも視野に入れて、またにしわが食材マルシェに来年度も取り組んで、いろいろ知見を集

めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。私今5番で話しているのですけれども、6番にも関わっていくわけですけれども、私1つ希望なのですが、考えるには、企画としては高齢者の方が町内にもかなり発生している中で、本当に小規模な、例えば例を取ればハウレンソウとか、あるいはあまり手のかからない小さいハウスをやりながら、そして幾らか家族の手も借りながら取り組めば、朝出荷するような野菜の取組もできるのではないかなとも考えるのです。

ただ、これを町がどういう企画で、例えばハウスでも本当小さい10坪でも15坪ぐらいでもいいと思うのですが、そうしたものを助成、支援するから野菜を作らないとか、そういう提案をしながら、やっぱり企画してみてもどうかなのというのは、私も一つの提案なのです。今後、決してこれができるかできないは分からないのですけれども、ただ一応意見というか、提言しておきたいなと考えます。

では、次に入りますが、7番の情報の提供方法の多様化とあるが、生産者への多様な情報提供手段の活用は、販売実績に結びつく重大な取組と思われれます。その取組内容についてお伺いしたいと思います。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 私のほうからお答えしたいと思います。

近年ネットショッピング等の販売額は増加の一途をたどっておりまして、農産物、農産加工品も例外ではないということでもあります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたって続く中、現地を訪れて物を購入するお客さんが増えるといった状況は、しばらくの間考えにくいというふうに思っております。したがって、ネット上での販売に力を入れていく必要があるものというふうに考えております。事業者

の実態や要望について調査を行い、必要な支援を行ってまいりたいと思います。

また、消費者はタイムリーな情報求めていることから、SNS、ソーシャルネットワークや動画配信の活用といったことについても、実施方法や実施体制の検討を行っていく必要があるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今推進監のほうからお伺いしたそのとおりだと思うし、また私加えて思うには、他県、町村、よく研修なんかで行ってお伺いしたときには、やはり個人でやられる、積極的にやられる方も少なくないのですが、できればやはり町が、できるだけ情報を各農家が把握できるような体制を持つには、やっぱり町としても何らかの手助けなり支援できるものはしながら、そうした体制づくりが必要ではないかとまず考えます。その辺も一つ検討を含めながら、新年度に活用していただきたいなど提言をいたします。

では次に、8番に入りますが、岩手県農業振興地域整備基本方針が平成29年に策定されておりますが、その中において、農用地などの保全に関する事項が記載されている。個々の農家の現状を踏まえ、町として今後どう対応していくのか、お伺いをいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

農業振興地域制度の目的は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するとなっております。国が基本指針を策定し、県が基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、農業振興地域を指定し、指定された市町村が農業振興地域整備計画

を定めることになっております。昭和45年に旧沢内村、46年に旧湯田町が区域指定を受け、それぞれ46年、48年に最初の計画が策定されております。合併後、平成19年度に計画が見直され、最終見直しが平成30年度に行われております。

本計画は、優良農地を守っていくための規制部分が強い傾向にあります。おおむね5年に1回見直しを行うことで、土地の合理的な利用を図ることになっております。本町においては、合併後農地を大規模開発に使用する事例は出てきておりませんが、今後も県の方針に沿いながら、農地の適正な利用を図ってまいります。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今町で考えている農業農村プランも、やはりその中の一環だと私は考えますが、ただその地域、特に西和賀の場合は、地域の実情を踏まえた上で、可能な取組というのが当然必要かつできること、できないことはあると思うのですが、そうしたことで今後町が持続を持っていくには、やはり極めて重要な課題というか、基本だと思っております。どうぞひとつよろしくお伺いしたいと思います。

次に進みますが、裏の2枚目をお願いします。9番の合併してから15年、いまだに土地改良事業については、旧湯田町、旧沢内村と事業の取組方法が違っています。西和賀町全域を管理する機構を設置するべきとも考えるが、町の考え方をお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

土地改良事業の実施については、その規模によって事業主体が国、県、団体と分かれております。現在町で行われている土地改良事業は、財源的なことも考慮し、ほとんどが県が事業主体のものを取り入れて行っております。事業の実施については、旧町村で違いはなく、改良区がない区域では農家自身が行わなければならない部分を、改良区がある区域では改良区が担っているということでございます。現段階で町全

体を管理する機構の設置については考えておりません。

なお、西和賀土地改良区では、今後どのように町の農業政策に協力できるかについて検討したいということでございまして、話を進めております。西和賀町の基盤整備率はまだまだ低いので、西和賀土地改良区と協力しながら、計画的に基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。土地改良区も検討しなければならないと思いますが、町としてもやはり町の農業を守っていく上では、土地改良区は極めて大きな役割を果たしてきたと思いますし、今後全体を考えると、やはり町としても今起きている課題は課題として考えるべきではないかと提言しておきます。

それでは、次に入ります。10番ですが、NPO法人西和賀農業振興センターについて、西和賀農業振興センターは2007年3月28日に設置され、リンドウの花の育種、保持、管理、栽培計画、そして農業塾開設など、目的に沿った成果を上げていることはご承知のとおりであると思っております。次期西和賀型農業振興のため、役割などを検討する際、目的を幅広く、次期農業農村振興プランに反映するべき農業振興センターとして検討し、見直し、役割を持たせてはと考えるが、お伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

西和賀農業振興センター設立は2007年度ですが、その前年に整備計画を策定しており、計画の中では当面リンドウ振興に力を入れ、将来的には次の段階として、目標年次は明確にしておりませんが、花卉生産以外の一次産業の発展、その後は農業を基幹とした地域の活性化を目指すとしております。

西和賀農業振興センター設立から14年目を迎え、役割を検討する時期に来ているものと考え

ておりまして、先ほど役割検討の際に答弁しましたとおり、ほかの関係機関を含め、役割の検討を考えていきたいと思っております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。よく分かりましたので、ぜひ今後の西和賀農業を維持していく、守っていく上での取組をよろしく願いいたします。

時間も限られたのは30分以内で、なかなか課題をちょっと多く出して質問縮小しているのですが、すみません、次に入ります。

最後のページですが、町長の施政方針演述についてお伺いします。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に地域産業振興のための地域商社を創設すると述べていることについて伺います。創設する商社の構想、仕組み、また商社に参入する構成員、商社が果たす具体的な役割について伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたしますけれども、これまでに取り組んできた地域資源を活用した6次産業化や観光振興の流れを推し進めるために、新たな資源の発掘、特産品化、さらなる販路拡大、産業間連携の促進、観光資源活用等のほか、空き家等を活用したまちづくりなど、多様な地域課題への対応を含めた商社を想定しております。

具体的な機能については、これからの検討となりますけれども、まず検討に当たっては、地域資源開発、販売の情報整理ですとか、地域商社の事業領域、商材設定の調査及び設立運営方法並びに人材活用の調査、ターゲットとなる消費者像や販売エリアなどの調査をした上で、産業観光などの関係団体に加え、町の関係課により構成される地域商社設立検討委員会をまず早期に立ち上げ、設置に向けて進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。ぜひ今後のまちづくり、総合的な一つの基本的な組織づくりになると思います。期待をしておりますので。

時間の関係上、次に入ります。これも町長の施政方針演述についての病院事業ですが、入院病床40床のうち、令和2年度に26床を地域包括ケア病床に転換し、在宅復帰を支援する体制の強化を図ってきたこの取組は、入院収益の増加による経営上のメリットも大きかったことから、さらに地域包括ケア病床を7床増やすということにし、現在所要の準備を進めていると述べておりますが、入院病床を7床に減少することにより、急性期の治療を要する入院患者の対応に支障を来すことがないのか、伺います。

また、地域包括ケア病床を26床から33床に転換した体制の取組により、経営上のメリットとなる入院収益の増加と見込まれる数値をお伺いします。よろしくお願ひします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、お答えいたします。

現在40床の入院病床のうち26床が地域包括ケア病床で、残りの14床を一般病床として運用しているところでありますが、4月からはこの14床の一般病床から、さらに7床を地域包括ケア病床に転換することで、地域包括ケア病床が33床、一般病床が7床という内訳にしようとしております。

議員ご指摘のように、一般病床を14床から7床に減らしてしまうことで、急性期の入院患者受入れに支障が出ないのかというお尋ねでございますが、この病床区分につきましては、入院料の算定方法が異なるという点が最も大きな相違点でございますが、実際の治療内容に大きな違いが生じるものではございません。したがって、急性期治療を必要とする患者さんが入院する際に、仮に一般病床に空きがなかったといたしましても、地域包括ケア病床のほうに空きがあれば問題なく入院して、必要な治療を受

けることができますので、このことで支障が生じるということではございません。

それから、経営上のメリットとなる入院収益の増加と見込まれる数値というお尋ねでございますが、先ほどの答弁でも触れましたが、地域包括ケア病床と一般病床では入院料の算定方法が異なっておりまして、詳しい説明は省きますけれども、当院の入院患者さんの場合は、そのほとんどは地域包括ケア病床に入院したほうがより高い入院料を算定することができます。具体的な数字を申し上げますと、地域包括ケア病床を導入した今年度の4月から1月までの入院料の実績平均で申し上げますと、入院患者1人1日当たりの入院料は、一般病床が2万5,235円に対し、地域包括ケア病床では3万1,786円となっており、1人1日、金額にして6,551円、率にすると26%開きがございます。これが7床分となりますと、1日当たり4万5,857円、年間にしますと約1,673万7,000円の増収になる計算であります。この計算はあくまでも入院患者数が年間を通じて一定数以上で推移した場合のものであり、入院患者数がそこまで届かなければ、当然増収額も縮減となるものであります。

また、地域包括ケア病床は無条件で維持運用できるものではなく、入院期間は最大で60日間とされていること、それから原則として自宅に退院できる患者さんを入院させる必要があること、一定時間以上のリハビリテーションが義務づけられていることなど、様々な制約や条件をクリアした上でなければ、当該入院料を算定することができない決まりになっているということも、この際申し添えておきたいと思ひます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。なかなか病院の組織内容というか、病院内容は無知なものですから、この際ご指導いただき、ありがとうございます。

ただ、やはり病院の経営内容は、私が申すま

でもなく大変厳しい赤字決算を通っておりますので、できるだけ経営上にメリットとていうか、そういうのが積み重なれば大変結構のことだと思えますし、今後もそうした適正というか、改革によって病院の経営維持につながれば結構だと思えますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に入ります。これも町長の施政方針の中ですが、持続可能な観光地域社会を目指す令和4年度から推し進める事業に、第1次アクションプランの策定について伺います。アクションプランの策定の進め方、また計画内容とスケジュールについて、具体的な取組をお伺ひします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は、観光振興計画と、それに含める第1次アクションプランについて、そういったご質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

平成27年度に初めて策定した西和賀町観光振興計画は、令和3年度までを一つの区切りとして、現在第3次アクションプランに取り組んでおります。第2次観光振興計画につきましては、令和4年度から本町観光産業が持続可能な観光地域社会を目指すことを柱に計画の見直しを進めているところです。

内容といたしましては、現在の計画やアクションプランの反省点を生かしつつ、令和3年度から実施される新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略の交流人口などの分野について、歩調を合わせながら進めていくということになります。進捗の状況につきましては、平成27年度に調査を行った宿泊事業者からの現況の取組や対策についての聞き取り調査、こういった結果を踏まえまして、今回5年後の状況を再確認するために、新たに飲食業も含め調査を行っております。現在分析を進めているところでございます。

今後のスケジュールについてですが、計画の概要案について大詰めの状況となっております、次

年度には観光商工推進協議会において、計画の策定委員からご意見を伺うこととしておりますし、またホームページなどによってパブリックコメントをいただく予定としております。また、新計画の第1次アクションプランにつきましては、令和4年度の予算編成に合わせ、年内には完成をさせたい目指したいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 町の基幹産業は農業と観光ということで、町も基本的に考えておるところでございます。ですから、やはり今後持続可能な観光、地域社会、観光のあるべき持続できる姿をひとつプランづくりに力を入れて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関係上、飛び跳ねてきたのですが、次が最後になりますが、教育長にお伺ひします。これも教育施政方針演述についてですが、西和賀高校の存続には、年々生徒が減少する中において、一人でも多くの生徒の確保は欠かせない重要課題であります。

教育長は、今までの語学研修、学習支援、副食費の支援などを継続し、生徒の県外募集に取り組むと述べておられます。そのことについて伺ひます。生徒の県外募集に対する教育長の基本的な見解と具体的な取組についてお伺ひします。よろしくお願ひします。

議長 柿崎教育長。

教育長 おはようございます。今日もよろしくお願ひいたします。本日県立高校の一般入試が行われておりまして、学校のほうからは全員会場に入ったというお話をいただいて、ほっとしているところです。

それでは、私のほうから西和賀高校の県外募集における基本的な見解と具体的な取組についてお答えさせていただきます。まず初めに、西和賀高校の現状ですが、小規模校だからできる生徒個々の進路と理解度に応じた少人数指導

や、分かる授業のきめ細かな学習体制が整っているところであります。この体制の充実のために、町も外部講師を招いての学習支援、模試や検定試験、それから海外派遣事業、副食費の助成など、様々な面で学校生活サポートを行い、魅力向上、生徒確保に努めているところです。

しかしながら、今後地元の児童生徒の減少が見込まれており、西和賀高校の入学確保のために町外、県外からの入学者確保が喫緊の課題となっております。そのため、町は県外募集を第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画に盛り込んでおり、高校と町ではこれまでの取組に加え、西和賀の特色ある福祉や農林業、商工業、6次産業、観光等の町の産業や財産を活用した学習活動を今後盛り込んでいくことで、県外からの生徒募集にもつなげていきたいと考えているところです。具体的内容については、今後さらに高校と詰めていくということになります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。やはりまち・ひと・しごと総合戦略の中で、可能な限り定住も進めば大変結構なわけですが、ただこの件についてもいろいろなプランに取り組んでいるところですが、なかなか実行というか、それに結びつくものは難しいような感じがします。で、ぜひ子供を確保する上で、教育長として教育現場のプロの方ですから、町の現状を踏まえて取り組んでいただきたいなと思います。

飛び飛びで質問をしてきました。最後に町長に、やはり西和賀の農業の、これ通告にないのですが、関連としてお伺いしておきます。やはり持続可能な農業のあるべきプランの作成に当たって、かなり高齢化、人口減少が進むことにより、維持、経営していくのは大変困難というか、先がなかなか厳しいものが見られるわけですが、先を見いだすには難しいかもしれないが、併せて総合的な考え方、見解を伺え

ばと思います。その意見をお伺いして、私の質問を終わります。

議長 細井町長。

町長 大変ありがとうございます。今議員さんから最後に、高齢化、人口減少が進む中で農業の、厳しいけれども、これからの将来展望どうなのだという質問だったと思います。これは、農業に限らず全ての分野に言える課題であります。高齢化はしております、そして人口減少も確実に進みます。ですから、これは避けられないと思います。

しかしながら、高齢化しても平均寿命、それから健康寿命も延びているかなと思いますので、現役で働ける年代がかつては60、65だったかもしれないけれども、これからは70、75というふうに元気で頑張れる高齢者の人が多いという。ですから、それは一つの大きな可能性になると思います。

人口減少についても、今まで個々でやるということもすばらしいし、それは伸ばさなければいけないと思います。しかし、個々でやれないことを地域、あるいは法人をつくってやっていくのだという、そういう協働の仕組みを新たに、今まで手がけていなかった新たな工夫を取り入れることによって、それが人口減少をカバーできる、そういう生産力を持つ、そういう地域になれるというものがあると思います。ですから私は、そういう可能性に対して柔軟にその事業者が対応して、その手法を探るべきと。ですから、新たな時代にふさわしい新たな手法を柔軟に探りたいと、そういうことを呼びかけていきたいなと思います。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

これをもって私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで、午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さんこんにちは。今定例会2番手で質問いたします淀川豊でございます。厳しい西和賀の冬も移り変わり、まだまだ寒い日もありますが、ようやく春めいてまいりました。除雪作業に従事されている方々、あるいは地域住民の皆様方のご苦勞は、計り知れないほどであったろうというふうに想像いたします。そのご苦勞には心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、今回の大雪の被害があった方々にはお見舞いとお悔やみを申し上げたいというふうに思います。

震災復興10年目という大きな節目とともにやってきた、ほっとする春に希望を持って、新年度に向けて質問をしてまいりたいというふうに思っております。私からの質問は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定についてと、沢内バーデン及び株式会社エステックの今後についての2つの項目についてであります。通告に沿って質問をしていきたいというふうに思いますが、コロナ禍の議会であります。なるべく簡潔に短時間で質問をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

まず初めに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定についてであります。以下、総合戦略と表現をさせていただきます。議会で地域懇談会等を開催した折にも、地域の住民の皆様方には、人口減少対策として総合戦略を策定し、この計画を町として推進しているという説明を何度もこれまでしてまいりました。まさに人口減少対策イコール総合戦略というのが私の認識であり、多くの皆様方の認識もそのとおりではないかなというふうに思っております。

現在1期目の総合戦略が終了し、令和2年度からは2期目の総合戦略策定期間とし、令和3年度から本格的にスタートするという状況の中にある中、これからますます人口減少が地域の中で大きな課題となっていくことを踏まえ、1期目の総合戦略の反省を2期目の総合戦略に生かしていくことが地域にとっての人口減少対策として、より効果的になっていくだろうという期待を込めての質問であります。

まず初めに、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略の反省点について、具体的に伺いたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 2番目になります淀川議員さんの質問に答弁してまいりたいというふうに思います。

第1期のこれまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んできた反省点ということでございますので、この部分については担当課長のほうから答弁を申し上げてまいります。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

第1期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成26年11月に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づく国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえて策定することとなった地方版総合戦略として、平成27年から令和元年度までの5か年計画でしたが、計画策定までの期間が短く、施策、事業の絞り込みや関係機関との協議などを行う時間が不足していたものと感じております。また、5つの基本目標ごとに事業を振り分けたKPIについてですが、事業実績をはかる指標として設定したものですけれども、個々の事業の進捗管理が全体の成果の指標としての関連性が薄いものとなっていたことや、計画に掲げた移住、定住の事業の推進に当たって、どうしても行政が主体的になって進められ、関係団体や住民との連携が一層必要であったというふうに感じているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 具体的に1期目の総合戦略の反省点について伺ったわけでありましたが、議会に説明をされた資料にも記載されております。大変短期間で内部検討が中心で、定期的な効果の検証がされずにきたということ、これが大きな反省点として捉えている事項だったのかなというふうに考えておりますが、計画の遂行、推進に当たっては、一番土台となるところの反省点ではなかったのかなというふうに私は感じておりますし、今回その計画の検証については、率直な反省がされているなというふうに思っております。

こういった反省点を踏まえながら、次の質問に移りたいというふうに思いますが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に当たり、現行の総合戦略の反省点についてはどのように生かされているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

第1期の取組を踏まえ、人口ビジョンにつながる社会増減、自然増減、新たに関係人口を加えた人口動態の3本の柱に数値目標を設定、数値目標の達成に向けて重点的に取り組む事業を体系化し、計画期間中における進捗状況、効果を定量的に測定するための直接的な効果、アウトカムと言いますけれども、に関する指標の設定に努めたところでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今課長から、どのように生かされているのかということでご答弁をいただきましたが、今ご答弁をいただいたほかにも、第2期総合戦略に当たっては、各関係者から多くのヒアリング等を行いながら、1年間という期間で作成されたということが、まず第1期の総合戦略策定からの違いであるのではないかなというふうに私は思っておりますが、各反省点について具体

的に伺っていきたいということでありましたが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、定期的な効果の検証は今後どのようにしていくのか、その考え方を伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

第2期については、総合戦略推進会議において数値目標の達成状況の検証のほか、関係機関や各種団体とのヒアリングによる課題の把握を行いながら、協議の場を設ける方法により事業の進捗状況や効果の把握、推進に導くよう取り計らいたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 定期的な効果の検証についてお聞きをしたわけですが、推進会議等、あるいは各団体等のヒアリングの中でということでご答弁をいただきましたが、やっぱり定期的な、効果的な計画の検証という部分が改善をされなければ、その成果というのは半減してしまうのではないかなというふうに私は強く思っております。

計画の定期的な効果の検証がされることによって、やはりKPIの修正であったり、社会情勢や状況によって計画の新しい事業の追加であったり、修正が適正に行われるということではないかなというふうに思います。総合戦略だけではなく、行政がつくる計画はもちろん、大手と言われるようなコンサル等が委託契約をされて、その策定に過程では携わっているわけですが、当然といいますか、ある意味すばらしい計画を策定しているというふうに私は思っております。100%の計画であるというふうにも思います。

しかし、我々の置かれている状況考えると、ある程度の予算をかけた計画でありますので、100%の計画というところを目指すのではなくて、やはりその120%であったり130%に計画をしていかなければならないのではないかなとい

うふうに、これも私は強く思っております。

現行の行政の策定する計画は、策定当時100%で計画終了時70%といったようなものが、全てだとは言いませんが、多いのではないかなというふうに私は感じております。これはまさに、第1期総合戦略の反省点である定期的な、効果的な検証がされていないということではないかなというふうに思います。全てがそうだということは言いませんが、私の感覚ではそれに近い状態ではないかなというふうに感じます。

今こうしてお話をしているのは、定期的な、効果的な検証ができていないということを改めて責めるつもりで言っているではありません。現在もそうではありますが、財政は厳しい状況が今後も続くことが予想される中で、ある程度の予算をかけて、なおかつ担当課、担当職員は苦勞をしながら努力し、100%の計画を策定しているのだというふうに思っております。皆さんのこの努力の結晶とも言える計画を100%で終わらせることなく、定期的な、効果的な検証を工夫して、120%、130%の計画に成長させて、大きな成果をつくっていかなければならないのではないかなということでもあります。

その先駆けとして、第2期総合戦略で定期的な、効果的な検証を工夫あるいは具現化して、大きな成果を手にしていきませんかということでもあります。定期的な、効果的な検証といっても、それほど簡単にできるとは私も思っておりませんが、庁舎内、そういった検討ではそれはできないというふうに思いますし、一々推進会議を開催しても、これもまた大変ではないかなというふうに思っております。推進会議の下にやはりワーキンググループなどを編成して、身軽な会議体をつくっていくような工夫が必要ではないかなというふうに考えております。例えば各団体の青年部あるいは女性部の皆様方にご協力をいただくというのもいいのではないかなというふうに私は思っております。

これは関連の質問となりますが、今後の定期

的な、効果的な検証について、担当課長はどのように感じているのか伺いたいというふうに思います。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

効果的な効果の検証ということで、今はまず議員がおっしゃったとおり、これまでも各種団体とか関係機関というところと、なかなかそういうふうな検証はしないでできてしまったというのが反省点でございますので、第2期の推進に当たっては、定期的にそういうふうな関係団体のほうと、代表者であるこれから担っていく人材という部分を含めながら、事業の計画のほうを確認しながら進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長　淀川豊君。

10番　次の質問に移りたいと思いますが、これも少し今までの議論と重複する部分があるかなというふうに思いますが、現行まち・ひと・しごと創生総合戦略については、行政内部の検討がメインであったという反省をしておりますが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に当たっては、どのように改善をされて作成をされたのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

第2期総合戦略の策定につきましては、町内各種団体の代表者と担い手ということで、まず総数23団体、105人のヒアリングを実施して、現状における問題点、そして課題の把握に努めたところです。それを基に関係部署と検討を重ね、第2期総合戦略における重要施策への位置づけを行ったものでございます。

以上です。

議長　淀川豊君。

10番　23団体、105人の方々のヒアリングを行いながら策定に当たったということでご答弁いた

だきましたが、いろいろな場面で行政内部の検討については、その在り方等について議論されるところであります。行政内部の検討を私は否定しているわけではありませんが、やはり今回第1期総合戦略の反省点に明確に上げられたということを重く受け止めていただかなければならないのではないかなというふうに思います。

総合戦略だけでなく、各種計画策定においても、やはり行政内部だけの検討では不十分だということだというふうに思います。社会情勢あるいは地域事情を広く見、聞きながら、計画に反映していくという作業がやはり計画のベースとなっていくべきではないかなというふうに感じます。

では、次の質問に移りますが、我々議会には第2期総合戦略の中の各事業については、その詳細は説明をまだいただいております。継続的な事業もあるかというふうに思います。各事業については、予算審査の中で詳細の質問等をしていきたいなというふうに思っておりますが、第2期総合戦略における新規事業について取り上げていきたいというふうに思います。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における新規事業について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

第1期総合戦略は、経済活性化を通じた転入者の増加を主たる目標としてきましたが、ヒアリング等の結果から、町内の各産業において人材不足を課題とする意見が多く出されており、地域における担い手不足の状況から、担う人材の育成と確保が大きな課題であると考えられます。よって、第2期の重要施策は、地域資源を活用した西和賀のブランド化推進、西和賀高校を核に多様な取組が進むコミュニティー文化の形成、関係人口を軸とした共同事業の推進、これらの3つによりU・Iターン、関係人口等担い手が確保、育成され、住民と一体になった地

域活性化が進み、社会増減、自然増減の改善が図られるものと考えております。第1期からの継続となる地域資源を活用した仕事づくりに加えて、課題となっている人材を地域で育成し、供給することは、就職時における町外転出の抑制としても効果が期待されます。

あわせて、町外からの人材を受け入れるために、若者住宅などの受入れ環境を整えるとともに、関係人口として町内に住所を有さないケースでも、テレワークなどにより産業や地域の担い手として関わってもらうことを期待しております。

仕事や住居などの生活基盤を整えることは、安心して子供を産み育てることができる環境づくりにもつながることとなりますので、この流れに自然増対策として、結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援するとともに、健康づくり事業等を通じて、長く産業や地域の担い手として活躍してもらうための下支えとしようと考えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 課長から、第2期総合戦略の新規事業ということでご答弁をいただきました。冒頭人材不足というお話がありましたが、ちょっと人材不足ということについて関連でお聞きしたいのですが、今回の総合戦略策定における人材不足というのは、いわゆる各いろいろなことをやる担い手が、圧倒的に人がいないというご認識なのか、ある程度の人はいらるのだけれども、その分野を担うような、そういう人材が育っていないということなのか、キャリアとか能力がそこに達した人がまだいないという認識なのか、その点についてちょっと担当課長としてお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回いろいろな事業所のヒアリング等を通じて、人材不足ということを多数ご意見いただき

ましたけれども、やはりなかなか町内でも生産年齢人口という部分では人が少ない状態だというふうに捉えております。そのようなことから、第2期については、まず町内のそういう人材の育成という部分に力を入れながら、先ほどでもないですけれども、例えば学校関係のキャリア教育というような部分で、そういう各種産業の担い手という部分を育てていくというか、そういうところに力を入れようというふうに考えているところと、あとは関係人口というつながりの中で、そういうふうな不足する人材というのを町の中でも確保できるような取組を目指していければというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 第2期の総合戦略の中では、キャリア形成であったり、そういった計画がたくさん盛り込まれているというふうに思いますので、やはり地域住民あるいは子供であったり、そういった方々を育てるというか、教育するというか、そういったところに重きを置きながらやっていきたいということだというふうに思います。新規事業についてはまだまだ議論が足りないところであります。時間の都合もありますので、これからは4つの施策について具体的に質問をしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、社会増減から見た地域の問題、課題と対応策の中の経済分野で、地域商社構想が盛り込まれているようですが、目指す地域商社構想について、先ほど北村議員からの一般質問もありましたが、重なる点もあると思います。改めて伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまで西和賀町では、山菜や温泉などの地域ならではの資源を活用した6次産業や観光振興に取り組んできました。こうした取組は、西わらびのブランド化や、湯田牛乳公社によるヨーグルト工場の新設にもつながっていることか

ら、魅力的な商品開発や販路の拡大をさらに推し進めるとともに、自然や景観なども重要な資源と捉え、旅行商品の企画などの地域資源のフル活用を目指して、地域商社の検討を進めようというするものです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 地域商社について今ご答弁をいただきましたが、これはこの計画の中でも重要な部分でありますので、ちょっとしつこいようですが、関連してお伺いしたいというふうに思いますが、明確に、簡単にご答弁いただければと思いますが、地域商社が目指す成果あるいはその目的といえ、一言ではどういうことになるのかということ再度伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域商社の目指すところというところだと思いますけれども、やっぱりまだ町内には未着手の部分な資源というのが眠っているというところがあると思いますので、そういう部分をまず掘り起こして、町内のさらなる高付加価値を高めるというか、産業振興のほうにつなげていきたいというのがあります。また、産業間連携というところもあると思いますし、生産基盤の強化のための人材育成というか、人材の確保という部分もあります。また、地域課題でありますそういう空き家の有効活用ですとか、そういうものも踏まえながら、地域商社というものがそういうふうな課題を解決できる組織として進んでいければというふうに考えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 では、これも少し北村議員の質問と重なるところがあるかと思いますが、その地域商社を設立するための地域商社設立検討委員会の詳細について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域商社の検討委員会ということで、令和3年度早々に立ち上げたいというふうに考えておりますが、まだその具体的な構成メンバー等はこれからですが、まず関係するところとしては、やっぱり農業分野ですとか6次産業分野ですとか、そういう観光関係というところがまず構成員というふうには思っています。

検討に当たりましては、地域資源の開発ですとか販売の情報整理、あとその地域商社の事業領域とか商材の設定の調査のほうを先に進めていきたいと思っています。またあわせて、人材活用ですとか、あとターゲットとなる消費者と販売エリアなど、そういう調査を行った上で、検討委員会を設置しながら、商社としての機能というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 地域商社設立検討委員会は、新年度早々に立ち上げたい、立ち上げていきたいという構想の中、まだ詳細については検討中だということで、早くやりたいと言いながら、まだ決まっていない部分が多々あるということの答弁だと思いますので、非常に残念であったなど。4月になってすぐスタートダッシュして、設立委員会を設置できるような、そういう意気込みが個人的には欲しいのではないかなというふうに感じました。

第2期の総合戦略では、地域商社が非常に重要なポイントとなってくるというふうに私は感じております。地域商社の設立がされなければ、計画自体の推進に大きく影響するものではないかなというふうに思います。早い段階で設立され、積極的にその役割を担ってこそ、目標の達成を手にすることができる最良な道ではないかなというふうに思います。設立に多くの時間を費やしては、やはり地域商社の設立が目的となってしまいますので、スピード感だけを持って取り組んでいただければなというふうに思っ

ております。

次に、文化分野であります。山村留学の話も先ほど北村議員の質問でもありましたが、山村留学の受入れを進める計画となっておりますが、この点について県教委との協議はどの程度行われているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 西和賀高校の山村留学について、県教委との協議状況についてお答えさせていただきます。

山村留学など、県外からの志願者受入れを希望する高校は、手続として開始する前の年の6月まで、県教委に地元市町村教委から了解を得た上で、協議申込書を提出する必要があります。そして、県教委では提出された協議申請内容の審査、確認を行い、許可を出すという流れになってはいますが、県教委には西和賀高校が令和4年度に向けて、令和3年度に協議申込みを行う意向であることを事前に相談している状況です。今後学校と町が連携して、協議申込書の内容をまとめ上げて、6月末までに正式に提出したいと考えているところです。

なお、県教委における申請内の審査、確認事項については、地域人材の育成やふるさと振興の視点に沿った取組になっているか、また地域との連携体制が取れているか、そして下宿などの町外生徒の入学の居住環境体制が整っているかなどのが審査の対象というふうになっております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 これまでも西和賀高校の魅力化等の中で、やはり県外からの生徒募集については議会からも提案等はしてまいりました。先進地をヒントとした魅力化についても議論をしてきたというところであります。その議論の中で、最終的には県立高校という壁にいつも突き当たるということでありました。その議論の中で、県教委あ

るいは県立高校等のコンセンサスがなければ、抜本的な魅力化は推進していけないというのが現状の私の認識であります。幾ら町で予算をつけても、素晴らしい提案をしても、町と県教委あるいは県立高校の相互理解がなければ、魅力化は推進していけないというふうに感じております。

山村留学は、県内でも既に複数の自治体で実施をされております。県教委あるいは県立高校と町が相互理解を深める中で、ぜひ実現をしてほしいというふうに思っております。その点について、追加で何か、教育長あればお伺いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 県教委との連携につきましては、今年度西和賀高校に県教育長が訪問されにきたときに、町長はじめ副町長さんも含めて、いろんなことについて、そのことについてちょっとお話をし、理解を深めていたところですので、大分浸透してきているのかなと。それで、今後も協力体制を取りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 次の質問に移りたいというふうに思います。

関係人口に関するKPIと施策の文化分野の中で、SDGsが盛り込まれておりますが、行政としての地方創生におけるSDGsについての基本的な考え方と、総合戦略においては具体的にどのような位置づけをされるのか、その点について伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

SDGsは、持続可能な開発目標として2015年に国連で採択された、2030年を期限に全世界が目指す国際的な17の目標です。持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めること

により、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実、深化につなげることができると考えております。

SDGsの目標である貧困対策や健康福祉対策、環境対策など、これまで本町が長らく取り組んできた生命尊重や地域資源を活用したまちづくりとの親和性も高く、SDGsの潮流を捉えて取組を西和賀町から発信することは、社会全体に対しても大切なことと捉えております。目指すべき社会の在り方と共通するところも大きいことから、総合戦略においてもSDGsとの関わりを位置づけようというふうに考えているところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 我々議会でもまだまだこのSDGs、勉強不足という状況にありますが、まずは行政、住民、議会といった3者協働で、このSDGsの理解を深めるという取組から始めていただければというふうに思っております。また、職員の中でも適任と思われるような職員もいるかというふうに思いますのでは、職員の人材育成の一環として理解を深めてもらい、SDGsゲーム等もありますので、そういったところを習得していただいて、地域に広めてもらえばというふうに思います。その点についてはどのようにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 SDGsの取組ということで、まず職員のほうでも1度企画したことがございますが、今回のコロナの影響ということもあってできなかったというのがあります。議員がおっしゃるとおり、まずそういうことで職員もやっていきたいと思っておりますし、あと地域のほうでも、おっしゃったとおりゲーム等もあるというのは心得ておりますので、そういう活動はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ぜひ人材育成の一環として、早急に実施を推進していただければなというふうに思います。

次に、経済分野の中で、空き校舎を利用したリノベーション事業の推進について、その詳細を伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

全国的にも文化体育施設や空き校舎などの公共施設を活用することで地方創生を推進する取組が進められており、遊休施設を有効に活用することは、地域の活性化を進める上でも大切なことというふうに考えております。

現在町では、中心市街地というか、町の玄関口など、地域の特色を生かした主体的な地域活性化の取組を支援しているところですが、その中でもこうした遊休施設を地域活性化に活用したいというふうな意見が出されているところです。こうした取組に対して、リノベーション事業や官民連携活用事業などの幅広い手法を活用しながら、公共施設の有効活用を検討していこうというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 空き校舎の利活用については、これまで私も一般質問で何回か質問をさせていただいたこともあります。非常に民間需要あるいは行政需要がないかということで、今までも検討されてきたということですので、なかなか活用、利用されていない期間が長くなって、すぐリノベーションで活用できるかという、そうではないのではないかなというふうに思います。何とかこの機会に、そういった状況の中でも、空き校舎等有効に使っていただける、そういう検討をしていただければなというふうに思います。

これまで第1期総合戦略の反省から、第2期総合戦略の具体的な施策について伺ってきまし

た。個人的には、各種計画の推進、実施に当たっては、計画の内容も事業も重要であるということはもちろんであります。もう一つやはり担当課の意気込みもまた重要な要素ではないかなというふうに思っております。

そこで、第2期総合戦略策定についての最後の質問というふうになりますが、これから第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たっての担当課としての熱い意気込みを課長から伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

第1期の反省を踏まえまして、重点事業の進捗状況を的確に把握し、関係者による定期的なチェックと改善、連携した取組を促進したいと考えています。特に現在進めております自治組織と町との関わりを踏まえた移住者、関係人口の受入れに係る意識の醸成、体制整備について検討するなど、町が全体で人口ビジョン達成に向けて取り組むようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 役場職員のそういった熱い思いは、町民の皆様方にも伝わるといふふうに思います。議会では様々な質問がされるわけですが、初心のそういった熱い思い、意気込みを忘れることなく、地域全体で第2期総合戦略を推進していかなければならないなというふうに思っております。

では、次の質問項目である沢内バーデン及び株式会社エステックの今後についてに移りたいと思います。今後議会としても、いろいろな判断をしていかなければなりません。また、正式に町としての姿勢も決定されているものではないというふうに私は認識しております。今後の判断基準となる基本的な町長の考え方を今回伺いたいということでもあります。

昨年の3月定例会で、株式会社エステックに

対する2,000万の短期無利子貸付についていろいろ議論されました。あれから1年が経過して、2,000万の返済の時期となっているわけであり、株式会社エステックの今後については、先般取締役会での決定があったようでありますが、こういった状況を踏まえて、質問をしてみたいというふうに思います。

まず初めに、株式会社エステックの解散について、行政としてどのように捉えているのか、基本的な考え方と今後の対応について伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま淀川議員さんからございましたバーデンの、株式会社エステックの今後について答弁申し上げます。

株式会社エステックは、平成4年開設以来、沢内バーデンの経営を担い、平成17年度のピーク時には年間6万3,000人まで利用者がありましたが、令和元年度には3万1,000人とピーク時の5割以下、半分以下までに減少しております。平成26年度以降は赤字決算を重ね、平成29年度から債務超過という厳しい経営状況が続き、今年度は新型コロナの影響もあり、現在の状況となっております。

町はこれまで、平成20年度、国土交通省の地域振興アドバイザーの派遣を受けての検討、牛乳公社、産業公社を含めた第三セクターの統合協議などの検討など、第三セクター全体の経営改善に取り組んでまいりました。これまでの取組では、赤字であった牛乳公社は黒字に転じ、事業の拡大に向かっております。産業公社は、単年度黒字を含めるところまで改善してきており、一定の成果が見られております。エステックにつきましても、公認会計士による経営指導、経営専門家による経営状況調査、資金援助などの個別の支援を強化して、踏み込んだ取組を進めてきたところであります。

しかしながら、利用者の減少と相まって、新型コロナの影響が追い打ちとなり、利用者は激

減し、事業での採算は見込めないものと認識し、当施設における事業の継続を断念せざるを得ないものと、そういう状況だというふうに判断しております。

今後については、これまでのいろいろな事業を検証しながら、今後の在り方については検討してまいりたいなと思っているところでございますし、今後の事業の中からも住民サービスに直結した温泉入浴とか、その部分を何とかいろんな方法によって継続できないかというようなことを今検討しているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 解散の決定ということに伴う取締役会及び大株主である行政の経営責任についてはどのように考えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 株主である行政の経営責任についてであります。株式会社エステックの解散に伴っては、町が最大の債権者でもあることから、従業員や取引先事業者への対応、債務整理を優先させることで、地域経済への混乱や影響を最小限にとどめる努力を尽くす責任があると考えています。

議長 淀川豊君。

10番 それでは、解散に伴い、昨年短期で貸し付けた2,000万と出資金が恐らく回収不能となるというふうに予想されますが、貸付けを受けた社長としての責任と貸し付けた町長の責任についてどのように考えているのか、またこういった状況については、町民に対してどのように説明責任を果たすおつもりか、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 株式会社エステックに対する貸付金2,000万円、出資金1,500万円が回収不能の可能性があることについてはご案内のとおりでございますけれども、経営改善への取組を進めてきた中で、利用者の減少と相まって新型コロナの

影響が追い打ちとなり、利用者の激減、事業での採算が見込めない状況となってしまいました。

町長としての責任についてのお尋ねについては、町が最大の債権者でもあることから、従業員や取引先事業者への対応、債務整理を優先させるということで、地域経済の混乱を招かない、その影響を最小限にとどめるということに最善を尽くすべきであり、そのことを執行していく責任があると考えております。

なお、現在株式会社エステックが依頼している法律事務所で調査を行っており、特別清算の可否を含めて検討いただいておりますので、詳細がまとまり次第報告し、審議いただく必要があると思っております。よろしく願いいたします。

また、住民に対する報告ですけれども、広報等によりその状況をお示するということが必要かと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと関連の質問となりますが、町長にはこれまでもこういった質問を何回かした記憶がありますが、町が75%出資している株式会社エステックという企業は、民間企業であるというふうに捉えているのか、行政企業と捉えているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 町が最大の出資者でありますので、いわゆる第三セクターという存在であります。会社の性質からいけば、民間株式会社ですので、民間会社にはなるかなと思います。しかしながら、やはりこれは町が一定の地域振興のために設立した会社であり、その方向性、可能性を委ねられた実現を果たしていくために設立された会社であるというふうに思いますので、何でもかんでもやるということではなくて、あくまでも町が立てた地域振興策を実現していくために特定の目的を持って設立されて、執行している会社だというふうに認識しております。分かり

やすく言いますと、町からの受託、目的を達成するために設立された、そのためにある会社だということで、その結果を出すということで、この30年間頑張ってきた会社だというふうに認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 最後の質問となりますが、沢内バーデンの今後については具体的にどのように考えているのか、その点についてお伺いしたいと思いません。

議長 細井町長。

町長 調査いただいている法律事務所の判断では、このままの継続は難しいと言っておりますので、やはり何らかの清算と、今後についてどうするかということを考えなければいけないというふうに思っているところでございます。

今後の在り方については、やはり30年前に地域振興という大きな目標を掲げて打ち立てた事業でありますので、30年もたって、やはり取り巻く環境が変わっております。これまで30年間地域に果たしてきた、そして地域住民に提供してきたサービスについては、非常に素晴らしいものがあったというふうに私は認めております。

ただ、今後の将来においては、同じようなことは通用しないということが結果として分かってきたわけですから、新しい可能性がどのように展開されるのかということ協議されるべきだというふうに思っているところでございます。それまで、新しい方向が検討されるまでの間は、これまでサービスを提供されてきた日帰り温泉施設を提供しながら、新しい可能性の検討というところに入っていければなというふうに思い、今その準備に着手しているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 沢内バーデンについては、昨年1年間もやはり今後について検討するというところで行ってきたというふうに私も認識をしておりますが、その中でやはり継続不可能だという決定をされ

たということなのかなというふうに思いますが、いずれ施設も老朽化をしているということでもありますので、時間がかかればかかるほど予算がかかるということだと思います。令和3年度からは中期財政計画をつくりながら、財政的なそういったことに力を入れていくということで、我々にもお示しをいただいておりますので、ぜひスピード感を持って方向性、やめるならやめる、継続して新しい方向性をつくってやっていくということであれば、そういったことも明確に打ち出していただければというふうに思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時06分 休 憩

午後 1時10分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 皆さんこんにちは。本日3番目の一般質問となります高橋宏です。よろしくお願いいたします。偶然だと思うのですが、私の質問事項、同僚議員お二人の質問と重なる部分は何点かあります。同じような聞き方をしても同じような回答になると思いますので、もう少し深掘りした質問をし、私なりの視点、そしてよりよい提言ができるような質問になればと思っておりますので、対応のほうよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問したいと思います。第2期西和賀町まち・ひと・しごと総合戦略の策定についてです。第2期総合戦略策定に向けては、国の指針に沿った戦略を策定し、そのことが地方創生推進交付金等の対象要件とな

ることのようですけれども、なるべく西和賀町の現状に沿った総合戦略を策定するべきと考え、第1期の成果と第2期の策定に向けた関係機関へのヒアリングを参考に質問していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、第1期総合戦略では2040年の人口目標を4,400人と設定しているのに対し、第2期では3,461人と下方修正になったのはなぜか。また、人口が3,400人となった場合の行政職員は何名程度と予測しているのかについてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの高橋宏議員の質問については、担当しておりますふるさと振興課長のほうから答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

平成27年10月に西和賀町人口ビジョンを作成しましたが、その際に基準とした国立社会保障・人口問題研究所、平成25年度の推計では、西和賀町の2040年の総人口は3,183人、高齢化率54.7%と推計されておりました。町では、人口減少に歯止めをかけるべく、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、国の交付金を活用し、特産品開発や観光魅力化などの産業支援や、移住者の受入れにつながる空き家活用、地域からの情報発信等に取り組むことにより、平成20年から24年度の平均社会増減マイナス64人をゼロとし、人口4,400人を目指しました。

しかし、平成30年度にはマイナス44人というように、人口減少のスピードはちょっと緩やかにはなったものの、全体的な自然減の増ということもありまして、歯止めがかかるまでには至らなかったという状況でございます。全国的な背景としても、国の総合戦略の目標として、東京圏における転入出の均衡を掲げておりましたけれども、2018年には13万6,000人の転入相当増加傾向になっており、地方からの流

出が止まっていない状況となっております。

国立社会保障・人口問題研究所、平成30年度の推計では、2040年の総人口は、西和賀町は2,883人となる見込みであり、そこを基準とした人口減少対策の実施によって、3,461人の維持を目指していこうというふうに考えているものです。

行政職員につきましては、総務課長のほうからお答えします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、人口が3,400人となった場合の行政職員は何名程度と予測しているかという質問についてお答えいたします。

人口3,400人となった場合の行政職員の数については、現時点では推計等はしておりません。現在職員数に関しては、平成30年3月に策定した西和賀町定員適正化計画において、令和8年度までの職員数の目標値を定めているところであります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 人口減少については全国的傾向がありまして、こういう下方修正ということも致し方ないのかなと思っておりますけれども、行政職員については少なくとも現在より減少することは確実と思われれます。それに加えて、集落支援センターに6名が出向する計画になっております。

また、同僚議員が質問したように、SDGsにも取り組む予定であるとあります。ちょうど我々に配付されている「地方議会人」という中に、先ほどふるさと振興課長も少し述べたのですけれども、SDGsカードゲームの体験研修というのが載っておりました。この研修を受けた自治体職員から出ているコメントには、次のようなものがあります。これまでの部門間の縦割りではSDGsを実現できない、部署横断的な横連携が重要であるという感想が出ておりました。

先ほど言いましたように、職員数が減少する

中、部署横断的な横連携を強化するためには、今の分庁制を続けていけば、非常に難しいのではないかと思います。この分庁制を続けながら、横連携をどのように構築していくのかについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

現在町の職員数に関して、先ほど言いましたように、西和賀町定員適正化計画に基づき、適正化に努めているということでもあります。人口減少に伴う新たな行政課題、行政ニーズへの対応や行政事務においても、デジタル化の推進など、社会環境の変化に対応していく必要があることから、役場の組織体制を含め、職員数、配置等について検討を進めていく必要があると考えております。

分庁舎制における横断的な取組という部分についてはすけれども、まず今年整備いたしましたウェブ会議システム等を使いまして、これよりも容易に庁舎間での会議が持てるようになったことから、それらを活用しての会議等を積極的に行っていきたいと考えておりますし、あとプロジェクトチームとか、そういうふうな形のを必要に応じてつくって対応するなど、これまでも同じような形で対応しておりましたけれども、そういう部分についても積極的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 確かにSNS等のネット環境が整えば、今課長が言われたようなことは可能であると思っておりますけれども、決まったことの連絡程度といいますか、そういうことに非常に活用できると思うのですけれども、これからいろいろ厳しい時代、新しいことを策定する場合には、やはり目と目を見ながら、同じテーブルで議論を闘わせ合わせながら、新しいことを生み出していきたいと思っておりますので、その点についての検討もしていただきたいと思っております。

次の項目についても、先ほど質問があったわけですが、地域商社についてであります。地域商社について、私も検索してみたのですが、国のほうで第2期まち・ひと・しごと総合戦略を令和元年12月に策定し、その中において日本の各地域にはまだ十分に知られていない農産物や工芸品、伝統、歴史、景観など、魅力あふれる地域資源が数多く眠っている。地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発、マーケティングやブランディング、販路開拓のビジネスに取り組み、特に地域の生産者を取りまとめてプロデュースする機能を持った担い手として、地域商社を挙げております。

このようなコンセプトで進める予定だとすれば、具体的に何をどこに売ろうという考えなのか、また活動の主体は企業なのか、第三セクター、私は産業公社ということなのかと思っております。行政なのか、その点について伺いたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、まず地域商社につきましては、令和3年度の早い段階で地域商社の検討委員会を立ち上げまして、検討していくということにしておりますけれども、商社設立検討に至っている経緯といいますと、まずこれまでに取り組んできた地域資源を活用した6次産業や観光振興の流れを推し進めるために、新たな資源の発掘ですとか特産品化、さらなる販路拡大、産業間連携の促進、観光資源活用等を目指して設立を検討するというようなこととございます。

その中にもいろいろ地域課題なども、空き家を活用したまちづくりといったようなところもありますけれども、そこも含めた在り方を検討していきたいというふうには思っております。やっぱりその中には、例えば今まで行ってきた6次産業化、観光振興の部分ですとか特産品開発というところからいくと、西和賀町の

産業公社という部分に取り組んできたということとがございまして、まず検討には当然その公社のほうにも入っていただきながら、その部分は推し進める部分ですし、さらなる特産品化とか販路拡大というような部分も一緒になって目指していきたいというふうには考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 午前中にも質問の際に同じような回答があったと思うのですが、なかなかいろいろな団体が集まった中で、先ほど言いましたように、具体的に何を売りたいのか、今どこに売っているけれども、その販路をもう少し拡大したいとか、そういう具体的な発想があれば、集まった方々の協力の仕方などもあると思います。予算があるから、施設建設や商品開発が、最初から予算ありきでの施設建設とか商品開発では、計画どおり進まない可能性があると思います。

先ほどの答弁を聞いても、産業公社が担っていることを強化していくというふうな方向だということに私は理解するのですが、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今まさに産業公社に取り組んでいる部分とのすみ分けというところでいきますと、やっぱり新たなそういう資源の改革というか発掘、そういう部分についても取り組んでいく必要があると思いますし、あと観光分野というところで、観光資源の活用というところにもやっぱり検討していかなければならないというふうに思っています。

また、先ほどもちょっと触れましたけれども、地域課題の解決というふうなところからして、やっぱり空き家とか、そういう施設を活用したまちづくりの部分というのでも担っていけると、さらに産業振興のほかにも町の活性化のほうにもつながっていくというふうには考えているとこ

ろですので、まずそういう部分がすみ分けになると思いますし、具体的にどういうふうな新たな特産品があるとか、流通経路、販路拡大できるかというふうなところも並行して調査をして、進めていきたいというふうに考えているものです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 町には、今産業振興という話があったのですけれども、農産物の販売ということになりますと、JA花巻、西和賀もあります。先ほど言いましたように、産業公社が取り組んでいることの発展的な活動ではないかというふうに思うのですけれども、農協が取り組んでおります米、花卉、あとは畜産などとやはりちょっと一線を画すといいますか、そういう形で進める計画であるというふうな理解でいいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

そういうふうな、今の議員の発言というか、の部分につきましても、まず検討委員会のほうで話をしていこうというふうには思っておりますし、検討委員会の構成メンバーの中にも当然農業分野というか、そういうところも入りながらと思っておりますので、その中で具体的な話をしていければというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 町では人口が少なくなってきております。産業振興は当然重要ですけれども、今あるものとあまりかぶり合ったり、どこがするのかという目的がはっきりしない等、計画倒れにはならないように、先ほど言いましたように、何をどこに売るのかというコンセプトなどはっきり決めた中で、この計画を進めていただきたいと思っております。

次に移ります。第1期いわてにしわが南部かしわプロジェクトの工場稼働とあります。昨年コロナ関係の補正で、南部かしわを学校給食へ

提供されました。第2期の計画には入っていないのか、現在の状況と、その際導入されたCASの稼働状況についてお伺いたします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうからただいまの質問にお答えしたいと思います。

ご質問のありましたCAS冷凍機は、平成28年度にいわてにしわが南部かしわプロジェクト株式会社が事業主体となり、地域経済循環創造事業を活用して導入したものでございます。いわてにしわが南部かしわプロジェクト株式会社によりますと、令和2年度の稼働状況につきましては、9月から11月までの間に約1トンの食鳥を処理した、加工したということでございます。そのうち約560キログラムにつきましては、先ほどお話がありましたとおり、県南7市町の小中学校の給食に提供されましたが、約300キログラムが在庫としてCAS冷凍機で保存されているということでございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの飲食店が長期間の休業や時短営業を余儀なくされました。その影響により、南部かしわにつきましても、飲食店等に対する販売が落ち込んでいるというふうに伺っております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛の拡大に伴って、消費者の行動が変化しているということでございます。いわゆる巣籠もり需要が拡大しているということでございまして、このような需要に応えることも含め、CAS冷凍機の活用方法をさらに検討していきたいというふうに伺っております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 事業主体が町でないということで、様々あるかもしれないのですけれども、コロナの影響でなかなか苦戦している状況も理解できます。

ただ、このCASという急速冷凍装置にCASエンジンを組み入れたというものの場合、素材と水の分子が瞬時に凍結されるため、限りな

く元の状態に近いまま再現することが可能となる技術のはずです。これを活用すれば、距離、時間のハンディがなくなるので、商品の競争力を向上させ、産地の知名度を高め、まちおこしにつながると考えられます。収穫時期が不安定な農産物にとって、新鮮さをストックできるため、生産者が出荷調整できる、つまり戦略的出荷が可能となります。食品加工分野、レストランでも利用されているようですので、介護における食事サービスにも利用できると考えられます。このような大きな可能性を持ったCASが西和賀にもあるので、いろいろな分野での利用促進をするべきではないのかと考えますけれども、当局の考えをお聞きしたいと思います。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 ただいまの質問にお答えします。

令和3年度なのですけれども、北上地方農林業振興協会という組織がありまして、その予算を活用してCAS冷凍に関する研修ですとか、具体的にどんなものが有効かということを検証するような事業というものを考えております。いわてにしわが南部かしわプロジェクト株式会社としても、CASさらなる有効利用というものを考えていきたいということですので、一緒に研究して可能性というものを探っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 すばらしい技術ですので、ぜひ有効活用をしていただきたいと思います。

次に移ります。西和賀高校で山村留学の受入れとあります。西和賀高校へのヒアリングにもあるように、県内で今まで7校、ただしうまくいっているのは葛巻高校ぐらいで、大迫高校も来年度の入学生は少ない見込みのようです。

このような厳しい状況の中で、西和賀高校では全国に向け、ほかにはない何をアピールして生徒を募集しようとして、町ではどのようなサポートを考えているのかについてお伺いいたし

ます。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、私のほうから西和賀高校山村留学のアピールについてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、県外から生徒募集のためには、他校にない魅力が必要と考えております。県内で県外募集に取り組んでいる事例としては、先ほど議員さんのお話があった葛巻高校では、豊かな自然の中での酪農体験、公営塾による学習支援などで県外募集を行っております。そして、年々増加の傾向にあるという状況だそうです。また、大迫高校につきましては、神楽など地域芸能の活動とか、それからブドウ栽培による地域産業体験などをメニューにした県外募集を行っております。結果は、議員さんのお話のあったとおりです。

そこで、西和賀高校の県外募集におけるアピールポイントとして、現時点での考えですが、西和賀高校では皆さんご存じのとおり、総合的な探究の時間を活用して、地域で働く人材にスポットを当てた「西和賀まち・ひと・しごと魅力図鑑」の発行に取り組み、地域の産業、地域の財産、文化などを知り、その情報を発信することを重点に置いた教育活動を展開しているところです。

そこで、この活動をさらなる発展として、高校生がアイデアを出し、町内の産業の活性化にも参画していく活動が募集に関わる多くの魅力になるのではないかと捉えているところです。高校生が町内の情報収集と整理した新たな情報を発信した図鑑づくりの取組は、地域の方々のつながりもつくりましたし、地域の新たな魅力の再発見につながるとともに、生徒自身にとってもすばらしい進路体験学習になったということです。

ここ西和賀町におけるこのような生徒によるまちの魅力発信と、地域にある産業のコラボレーションは、活動する生徒にとって今求められ

ている資質、能力を高めるとともに、生徒自身のキャリアアップにつながっていくものであり、受入れを支援する西和賀町にとっても、後継者養成に関わる人材育成にもつながり、受入れのアピールポイントになるのではないかと現在のところ考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 教育長がおっしゃられるように、体験した生徒には非常に実のあるものだと思います。町のためにもなることだとは思いますが、まずは生徒に来ていただくかなければならぬ、西和賀高校はほかと違うこれを行っているのだなということがなければ、なかなか全国で生徒の奪い合いといいますか、全国大都市以外は田舎ですので、そういう中で今の政策で本当に子供たちが来るのか。

また、カリキュラムの大きな必要はないのか。町のサポートということで、午前中に県に申請というお話がありました。町の受入れ態勢も整備しなければいけないということで、そこに向けての準備もできているのかなと思いますけれども、受入れ態勢として今活動している下宿の状況について、またこれから県外募集するための準備段階において、どのような状況であるかお伺いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 宿泊関係につきましてですが、今二、三の施設と交渉中ということで、まだはっきりした結論は出ておりませんが、子供たちにとって生活を保障できるような環境整備に努めてもらわなければいけないというふうに思っております。

また、カリキュラムに関わってですが、それにつきましては西和賀高校の校長先生とも今相談しているところですが、総合的な探究の時間を活用するカリキュラムももちろんですが、そのほかに課外の活動ということで、そういうプロジェクトみたいなチームをつくる、ま

た部活動でそれらに特化した活動をしていくということで、県外募集生をその活動の中に取り込みながら、アピールできたらいいかなと思っています。実際に西和賀においては、雪国研究所など、たくさんのいろんな財産がありますので、とてもほかの地域にとっては魅力的なものではないのかなというふうに現在のところ考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ここから私からの提案なのですが、県外募集をするという計画のようではありますが、私は日本国内だけではなく、海外、特にモンゴルからの生徒募集に挑戦してみようかと思っております。モンゴルからは既に介護職員として何名か西和賀に住んでおります。ただ、来日して仕事をする上で、言葉の問題があると聞いています。高校から日本に来ることにより、言葉の壁を乗り越えることができますし、在校生にとっても国際理解につながると思います。

モンゴルと日本の交流も順調に進んでいるようですし、もし来てくれる生徒があれば、奨学金制度を設け、将来西和賀町で働いてくれれば返済不要ということも考えられると思います。何より西和賀高校にはもともと福祉科があり、そのノウハウは残っているはずですが、福祉を勉強する生徒を幅広く海外から、特にモンゴルから募集するという方策も考えるべきだと思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 人材育成、確保等について、貴重なご意見かなとお伺いしております。今後西和賀高校の県外募集に関わっての協議の中で、一つ検討させていただきたいと思っております。

西和賀高校の現在の位置づけということで、1学年40人というふうな、1学級という状況とか、教員数の定数問題、それから日本語を指導する教師の確保の問題、それから設置されている普通科の中においてどこまでできるのか等々

の問題もたくさんありますが、それらのことを検討していきながら、参考にしながら、今後の協議の中でちょっと考えていきたいというふうに思っております。

議長 高橋宏君。

8番 ちょっと無謀な提案と思われた方もいるかもしれないのですけれども、一番最初に申し上げましたように、県内各高校、県外募集しても苦戦しているところがあるという状況の中で、やはりほかと同じような方策ではなかなか成功しない。ハードルは高いのですけれども、やってみるだけの価値あるのではないかという思いでの提案ですので、ご検討願えればと思います。

次の質問に入ります。2040年、西和賀町が消滅可能性都市と言われた根拠は、子供を産み育てる若い女性の人口減から予測されたはずです。だとすれば、子育て支援は消滅しないまちづくりの一番に取り組むべき課題ではないでしょうか。その象徴でもある子育て支援センターが第1期で計画されながら、できなかったのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうから、子育て支援センターについてお答えします。

地域の関係機関が連携し、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援が実施できるよう必要な情報を共有し、支援やコーディネートを行う拠点として機能を持つ子育て世代包括支援センターの設置については、令和2年度中の設置に向け、準備を進めてきたところです。

これまで子育て世代包括支援センターの設置に向け、拠点施設や役割、機能、業務内容などを協議するとともに、既にセンターを設置している自治体から情報を収集してまいりました。今年度は、センターの事業の内容や職員の体制、設置規則の整備などについて、健康福祉課内で協議を進めてまいりました。また、12月からは出産後の母親と新生児へのサポート体制の強化を目的として、保健師が行っている新生児訪問

に助産師も同行し、子育て世代包括支援センターの新たな取組の一つとして、試験的に実施しております。

町の子育て支援については、学務課、生涯学習課、保育所、西和賀町社会福祉協議会などと連携をして進めてきております。今年度健康福祉課では、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種体制への対応など、感染症予防の取組を優先して重点的に進めてきたこともあり、子育て世代包括支援センターの設置に向けた内部での協議は進んだものの、先ほど述べました関係機関との協議が未着手の状況であります。子育て世代包括支援センターは、令和2年度中の設置に向け、準備を進めてきましたが、目標年度を1年先送りし、関係機関と情報を共有し、設置に向けた協議調整を進めてまいりたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 第2期でも子育て支援センター設置が検討されているようです。建物建設というのは、すぐにできるものでありませんし、建物が建設されたから支援ができるというものでないと思います。今できる中で、西和賀型の支援について、結婚、出産、子育てについて取り組む方向性をお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 建物についてということで、拠点となる施設については、現在のところ新たに建てるとか、どこかの施設を活用してということはない状況になります。組織としては、今現在検討の中にあるのは、沢内庁舎の健康福祉課の職員がまず兼務的なイメージで、今のところ内部で協議を進めているところです。また、引き続きこちらについては、来年度、令和3年度に検討を推し進めてまいりたいと思います。

また、第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、結婚の支援については、今現在ふるさと振興課が所管しておりますけれども、“いきいき岩手”結婚サポートセンターの会員

登録の促進、それから新規結婚世帯助成事業の創設、町の自然、資源を生かした体験型出会いの機会の創出により、定住世帯の増を目指しております。

出産、子育て支援については、西和賀町第2期子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、学務課、生涯学習課、保育所、西和賀町社会福祉協議会などと連携を進めながら、現在行っております子育てサロンや学童保育などを引き続き支援していくとともに、子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制を整えて実施できるように進めてまいりたいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど聞いた中で、結婚についてというのはなかなか行政がどこまで踏み込めばいいのかというようなこともあると思いますし、それでも出産、子育てについて充実したまちをアピールすることによって、人口減少対策にもつながると思いますので、関係機関と連絡を密にしながら、子育て支援を包括的に進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。西和賀高校生のヒアリングの中で、小中学校時代に深澤晟雄村長のことを学び感動し、将来看護の道へと進み、町の人のためになりたいと思った生徒が数名おりました。このように、子供たちが郷土の偉人を知り、感銘を受けているにもかかわらず、町として故深澤晟雄村長の偉業をたたえ、アピールする機会が非常に少なく感じます。今でも介護、福祉を志す生徒は、必ず深澤晟雄村長の業績と旧沢内村の取組を学ぶと聞いています。そして、学んだ方が西和賀町を訪れている状況です。

町では、関係人口を確保するという点を重点と考えているようではございますけれども、この点からも深澤晟雄村長とその取組を町外に向け、発信する必要があると思いますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

深澤晟雄元村長の業績を通じた関係、交流人口への取組についてですが、これまでは多くの医療従事者やそれを目指す学生、またJICA、国際協力機構の研修の中で海外からも深澤晟雄資料館を訪れているというような状況でございます。さらに、鹿児島県の屋久島、岩手県人会との交流も行われているということを知っております。深澤晟雄元村長が取り組んだ生命尊重の理念と地域医療については、現在の西和賀さわうち病院においても尊重されており、町としては引き続き深澤晟雄資料館とNPOと連携した受け入れる側の意識の醸成、理念の継承への取組や情報発信等に支援してまいりたいと考えているところです。

前段のご質問でも西和賀高校への山村留学に当たり何をアピールして募集をするかということにも関係すると思っておりますが、深澤晟雄の取組、西和賀町の魅力を高める一つのアピール素材ということになるものと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私としては、今課長が申されましたNPO法人として深澤晟雄の会とか、深澤晟雄資料館に補助は出していると思うのですけれども、そういうことだけではなく、町全体として深澤晟雄の偉業をアピールするべきではないかというふうに考えての質問ですし、第2期西和賀町まち・ひと・しごと総合戦略の中にもこのことを大きく掲げて、町全体として深澤晟雄村長の偉業と旧沢内村の取組を町外にアピールするべきではないかという趣旨での質問です。

実は先月、2月27日に盛岡市の盛岡劇場で映画「いのちの山河」上映会、ミニトークイベントというものが開かれました。この映画は一関市の作家、及川和男氏、故人なのですけれども、その方の著書で、「村長ありき 沢内村深澤晟雄の生涯」を原作として作られた映画です。私

は、このときはちょうど仕事の関係などで見に行けませんでしたので、このときのトークイベントに出席されました、ここにおいで町立西和賀さわうち病院事務長の高橋光世さん、NPO法人深澤晟雄の会の理事長の加藤和夫さんが行かれたということで、病院事務長の高橋光世さんからこのときの模様をお聞きしました。

盛岡劇場は500人ほど入る会場らしいのですが、コロナ禍ということで、半分の250名程度に限って入場をされたようです。しかし、予想以上の方が来場し、結果的に50名以上は中に入れず、帰っていただいたと聞いております。この中に入って御覧になった方は、雪が解けたら深澤晟雄資料館に訪れてみますという声があったり、また帰られた方は、もう一度上映してください、必ず来ますからというような多くの声が寄せられているようです。

このように、今でも注目されているというよりは、コロナ禍が転じて大きな生活スタイル転換が迫りつつある今、今こそ深澤晟雄村長の業績と理念が再評価されているという状況を表したものだと感じます。確かに深澤晟雄氏は旧沢内村の村長であり、旧沢内村の業績であるかもしれませんが、せっきく合併し、西和賀町になったわけですので、両町村の壁を乗り越えて取り組むことが必要ではないかと思っております。重ねてこの点についてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 深澤晟雄氏の功績については、幅広く国際的にも評価されているところでありまして、学ぶべきことは非常に多いかというふうに思います。

午前中からも、いろいろ総合戦略について意見が出ておりますけれども、私は根本的に人材を、ここで生まれ育った人に対してどのような教育をして、人材育成するかにかかっているというふうに思いますので、その大きな教材の一つであるということ間違いなく言えると思

ますし、ほかに対しても本当に自信を持ってアピールできる我々の地域の誇りであるかなというふうに思っています。なおかつ、これはまた湯田とか沢内とかの線引きとかというものはるかに超えて、全日本広く、そして世界にまでアピールできる存在なので、小さく考えることはないし、もっともっと戦略的にどう生かせるかということは、ご指摘のようにもっと研究して取り組まれるべきだというふうには思っています。

議長 高橋宏君。

8番 今町長から力強いお言葉をいただきましたので、計画段階に入ってくるよう強く期待しております。

それでは、7番目の質問、次の質問に入ります。西和賀町へ通勤している方が冬の通勤の際、生命の危機さえ感じるというふうに書かれておりました。特に107号線、錦秋湖周辺は、一度吹き出しますと前も見えず、まさにホワイトアウト状態になります。こうなりますと、除雪作業も限界があると思います。冬の通勤者に少しでも安心感を与えられるような対策は考えておりますか、お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

各種団体等のヒアリングにおいても、冬季における通勤等に際し、国道107号線ですとか秋田自動車道等の通行止めによりまして、旅館やホテル等への宿泊により費用負担を余儀なくされているというような話は伺っております。

まず、今のところ107号であれ、県道であれ、町道であれ、道路除雪除雪の充実というところには力を注いでいる部分ですけれども、このような費用負担というところはまだ検討に至っておりませんが、状況をさらに確認しながら、対策については検討したいというふうには考えているところです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今課長のほうから、これから宿泊の負担などについて考えてくれるような話があったのですけれども、私もその点について、例えば先ほど言いましたように、107号線のことを考えますと、北上の旅館、ホテル等と提携を結び、107号線が吹雪で通行困難な場合宿泊してもらって、素泊まり代は補助してはいかがでしょうか。また、西和賀に通勤している方も町内の旅館に泊まっていたら、素泊まり代を補助して、無理して帰宅することを避けてもらう方法を取ってはどうか。町内の旅館や食堂を利用するきっかけになると思いますし、何より事故の危険回避につながるとは思います。町のお考え、現時点でどのようにお考えなのか伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、今のところ費用負担というところでは正直なところ考えておりませんが、まず今の議員のご意見を踏まえながら、内部でちょっと検討させていただきたいというふうに考えますので、お願いします。

議長 高橋宏君。

8番 西和賀にとって雪というのは、もう切っても切れないものですし、冬場の交通の確保というのも町の人口減少対策にも大きな要因となるとは思いますので、何とぞいい方向で考え、検討していただければと思います。

次の質問に移ります。沢内バーデンの管理運営についてです。沢内バーデンを管理運営する株式会社エステックが3月末をもって業務停止するという事になったようです。私は、沢内バーデンを利用する機会はと思って、一番最初に思い浮かぶのは、お葬式と飯台供養です。家族が亡くなり悲しみに暮れる中、二、三日中にお葬式を済ませるとなると、喪主は様々な対応に迫られます。そんな中で、沢内バーデンを予約できれば、葬式の日バスの確保と飯台供養の場所の確保が決まり、喪主の負担はかなり軽減されます。また、現在はコロナ禍で中止され

ておりますけれども、各種生産部会の総会、懇親会、行政区の総会、懇親会、班長の反省会、中山間や農地・水組織の総会、そして各地区の敬老会など、地域の集会の多くは沢内バーデンを利用し、行ってまいりました。

沢内地区においては、総合開発センターも解体され、満足な会議室も用意されてはおりません。今後集会、懇親会が開催された場合、全て湯田地区に集約され、その都度湯田方面にだけ集まらなければならないかと不安を感じている町民がおります。今後の活用について、町の方針を伺います。

議長 細井町長。

町長 沢内バーデンの活用についてということでございます。今年度新型コロナの影響がありまして、決定的なダメージを受けております。葬式の飯台供養や各種集会、懇親会は皆無の状態です。当面は同様の状態が続くことを想定しております。したがって、ちょっと経営的には難しいということが言えると思います。

今後の沢内バーデンについてですが、これまでの業務の一部でありますけれども、日帰り温泉入浴を運営しながら、今後の在り方を協議、検討しなければいけないというふうに思っているところであります。

議長 高橋宏君。

8番 経営の内容について、詳しく分析したわけではないのですけれども、日帰り温泉だけでは経費がかかってしまうのではないのでしょうか。例えば今年度湯田地区の温泉施設、幾つか廃止されましたけれども、日帰り温泉だけでは最終的にこの旅館施設同じように、廃止に追い込まれる可能性があるのではないかと考えております。例えば温泉を止め、シャワー室を完備したほうが合宿などにも対応できますし、湯株を含めた温泉維持経費がかからないのではないかと考えております。仮に温泉を停止した場合、隣接するデイサービス施設への温泉供給もストップするという事なのか、その前の提案と併せ

てお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんの発言がありましたけれども、そこまではまだ進めて考えていないということで、そっちのほうの在り方を今後検討すべきではないかということです。

日帰り温泉の継続を検討して準備しておりますけれども、これは今まで続けてきた住民サービスについて保持して、全てがなくなったということでない、今ある施設の使えるものを使って将来構想をしようということでございます。その中で、ほかの温泉施設も検討してきたように、完全な民間の運営がどうか、地域での運営がどうかというようなことを含めて全体構想を、またその志賀来構想と含めて協議しながら、あそこの場所の活用の仕方について検討されるべきというふうに考えております。

議長 高橋宏君。

8番 ご存じのように、西和賀町は南北50キロに及ぶ広い町です。町民の利便性を考え、今後の利用法を検討していただければと思います。

これにて私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで2時10分まで休憩をいたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順4番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。今日のラストでございますので、お疲れと思いますが、しばらくの間よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

早速でございますが、私の質問は通告どおりでございますので、まず最初に旧沢内村母子健康センターと旧沢内病院の活用についてお伺い

したいなと思っております。

最初に、旧沢内村の母子健康センターの活用について質問をします。現存する旧沢内村母子健康センターは、旧沢地村の生命行政を実施し、深澤村政の行政理念を引き継いできた歴史を持っております。亡き深澤村長については、深澤晟雄資料館があり、資料を収集し展示し、残しております。しかし、その後の保健活動の歴史は引き継がれて、乳児死亡ゼロや老人医療費無料化は多くの国内外の人々も動かしたものであります。国の70歳以上の老人医療費無料化に大きな影響を与えたということも大きな実績でございます。

また、演劇や映画も近年まで作成され、盛岡市では、先ほど同僚議員の話がありましたが、この2月にも上映されております。生命行政に関する貴重な資料も失われつつあるというか、かなり失われていると思います。今残さなければと考えているところでございます。

旧沢内村母子健康センターは、旧沢内村の健康管理課を置き、活動した建物でございます。ただ、健康管理課、行政の一つの課ではございますが、この健康管理課に対する亡き深澤晟雄元村長の思いというものは非常に重くあるわけでございます。その願いの下に設置された課でございます。ですから、ここを残すと同時に、歴史資料館として資料を残し、各種展示をして、子供たちに伝えていくことが大事と考えておりますので、ご所見をお伺いしたいと思います。まず、この件についてお願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの高橋和子議員さんのご質問に答弁してまいります。

旧沢内村母子健康センターは、議員もよくご存じのとおり、昭和40年に村立病院と併設される形で設置され、その後昭和50年に現存の建物が建設されております。平成7年に助産部門を休止し、平成11年には同センター内に配置していた健康管理課を廃止し、保健業務は役場の保

健福祉課が担当することになりました。その後、同センターの1階事務室は病院の事務室として使用していましたが、平成21年に病院のリハビリ部門を拡充するため、同センターの所管を保健福祉課から病院に移管しているという経緯がございます。そして、まだ記憶に新しい平成26年ですが、新病院への移転に伴い、同センターから全ての人員と業務を引き上げ、現在に至っているものであります。その際、行政運営上必要な書類や資料等も一緒に引き上げておりますので、現在建物に残っているものにつきましては、今の業務には不必要なものであり、廃棄処分にするものであります。

先ほども触れたとおり、当該建物は昭和50年に建設されたものであり、特にも水回り関係、電気、冷暖房設備等の老朽化が進んでおり、このため建物を再活用するためには多額の費用を要するという事も考慮して、議員がおっしゃっている生命行政に関する資料や理念などを後世に残していくということにつきましては、既存の深澤晟雄資料館やNPO法人の活動に集約化、一元化を図っていくべきものと考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 ご説明ありましたように、一番最初の母子健康センターは既に取り壊しになって、新しいというか、今ある現存する母子健康センターが建設されたわけございまして、私は元保健婦をやっておりましたので、古い部分はかなり記憶にあります。ごく最近のことは、やはり不十分ではございますが、私があつた場所を残したいと、残したほうがいいのかということは、やはりあの場所で深澤村政以来の保健活動が引き継がれて発展されて、現在につながっている、様々な行政の貴重な動きがあつて、やはり何としても先人のいろいろな思いとか、住民に対する様々な行政手だてなどは残すべきものがあると思います。

建物についてでございますが、今までもあそ

こは使えないだろうか、利用価値はどうだろうかという話ししたときに、今町長がご答弁されたような水回りとか電気の話がありました。しかし、それがどの程度の予算を使うものなのか具体的に聞いたことがないのですが、駄目だと言うからにはそれなりのやっぱり試算があつて、それだけは行政は出せないよということであれば、またさらに何か考えなければならないと思いますが、ばふらつとお金がかかるということではちょっと理解がしにくいなと思うわけですが、そういう見積りとか試算とかされた経緯はあるでしょうか。

議長 細井町長。

町長 母子健康センターについては、活用することが検討されていないので、具体的な見積りというところまでは着手してはおりません。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、誰かが使いたいということになれば、計算をするということでしょうか。どういうことでしょうか。

議長 細井町長。

町長 町のほうで何か使う、利用するという見通しがあれば、そういう事業に着手ということもありますけれども、それがなかったもので、それを借りてどなたかが自主的に使うのであれば、それなりの方法論を考えるべきだと思います。取りあえず町ではこれまで利用を想定していませんでしたので、手はかけていないということでもあります。

議長 高橋和子君。

4番 大体分かりますが、それで建物については、よく津波なんかでは遺構として残すというふうなこともあるわけですが、それならそれなりの価値があつて残すということだろうと思うのですが、そういう観点からして、これは今答弁もらわなくてもいいのですが、そういうことだろうと思います。

それで、先ほど申し上げたように、歴史の資

料館として残したほうがいいのではないかと
いうことでございます。先ほど同僚議員には、湯
田、沢内の壁はないと、至極当然なことだと思
いますが、そういう明快なご答弁をされてお
りますが、歴史を行政の役割というか、責任とい
うか、生命行政という行政を合併した後の今の
行政は引き継いでいるということだろうとは思
いますが、そういったことで、ちょっと明快な
ご答弁を町長からお伺いしたいと思えます。

議長 細井町長。

町長 歴史を残すということは、様々な形があ
るかなというふうに思えます。それで、例えば
話ありましたけれども、津波の建物で被災され
た建物を残すというのは、建物そのものに存在
価値があるのというのですか、絶対的な存在価
値だというふうに思えます。また、こういう歴
史の場合は、取り組んだ取組の内容というもの
を残すということが非常に重要な場合があって、
やはり莫大な費用がかかる場合には、建物その
ものでなければいけないということはないとい
うふうに思ったりしますので、それは今ある資
料館を使うとか、そういう形の中で変えて残る
ということもあるかなというふうに思えます。

また、私がこれまで西和賀町の行政を担当さ
せていただいたわけですが、一番最大の
重要視して考えてきた案件は、沢内村が頑張っ
てきた医療、生命尊重の行政を病院という形で
残すという形で、絶対的な使命を持って取り組
んできたつもりでございまして、それも大きな
こういう地域でありながら、あれだけ立派な病
院が残っているということは、やっぱりそこに
重なる財産ではないかなというふうに私は思っ
ているところであります。

議長 高橋和子君。

4番 もちろん病院は沢内のみではなく、湯田
に住んでおられる方々にとってもなくてはなら
ないものですから、生命行政云々以前に必要な
ものであろうと思えますが、それを置いておい
ても沢内村民の合併のときの思いを細井町政が

受け止めて、決意であるように立派な町立病院
ができたということは、非常に高く評価してお
ります。

しかしながら、やはり歴史をひもといてみて
いただきたいのですが、もちろん沢内病院をこ
こまで残すということは、これまでの長い長い
歴史の中で大変な苦労があったわけです。どう
いう苦労があったのか、それをつぶさに乗り越
えてきた先人の人たちの思いや、やってきたこ
とを残しておく必要があるだろうと思えます。
そこをまず押さえておいていただきたいと思
います。

私あまり時間がかかるので、それほど説明は
できないのですが、やはり行政として、ちょっ
と力入れて歴史を残す手だてということもやる
べきではないかなと思うのです。

ご答弁では、NPO法人ということでござい
ます。私は、NPO法人に属しておりまして、
深澤晟雄資料館とまた別に生命行政の歴史を残
す取組をしております。それで、そういった時
にも、町長にもご参加いただいたりした折に、
やっていること、内容は沢内の行政がやってき
た内容だから、やはり合併しても受け継ぐべき
ですよと申し上げたことがあります。お忙し
いのでお忘れだったかもしれませんが、そのと
きにやってくれとおっしゃいました。その
後で、それなら行政がやりますかと私は問い詰
めませんでしたので、それだけのことになって
おりますけれども、やはりこの生命行政という
のは、沢内村政が本当に湯田とまたちょっと違
った環境にある大変な中で医療を確保し、それ
を住民と一緒に運動しながら、そして老人医療
費無料化とか子供の医療費無料化とか、そして
子供の命を守ろうと保健婦を増やしながらか
組んできた歴史があるわけです。

保健活動については、湯田町も同じように取
組んでおりますので、沢内だけではないわけ
ですけれども、系統的に住民を教育したり、住
民に知識を持ってもらいながら、住民自らが自

分の命や健康を守っていくような手だてをしてきたという歴史があるわけです。そういったことをやはり皆さんがいろんな点で知るために、いろんなところから視察が来ておりました。特に老人保健法、老人医療費無料化、なくなる頃は本当に1日8か所も視察が来ておりました。それだけ沢内村としての理解した方が多かったと思うのです。

そして、今ちょっとここに持ってきたのですが、及川和男氏が「村長ありき」を書いてくださった、これをきっかけにして、演劇でお世話になっている大峰順二さんが脚本を書いた「燃える雪」、これが本の三、四年後にやられて、これ沖縄から北海道まで物すごい人を動員して、みんなで見てくださったということです。

そして、最近「いのちの山河」、これも本当に日本全国で見ている。今合併していますから、西和賀町のことなのです。旧沢内村ですけども、西和賀町の話なのです。だから、沢内のことだからと、そういうふうな思いは持たないでいただきたいと思うのです。この「いのちの作法」というのも「いのちの山河」の2年前にできた映画なのです。これも湯田も沢内もくまなく取材されてできた映画です。そして、日本全国でたくさんの方が見てくださっている、そういうなかなか宣伝して分かってもらうということは難しいところがあるわけですけども、そうやって多くの方がこの西和賀町を知ってほしいなど。

さっきの話にもありましたけれども、特に最近「いのちの山河」、今撮影するときに撮影現場がないのです。みんな新しくなってしまうので、北上から金ヶ崎から、山内で小学校を借りて撮影したときなんか、横手市の課長さん方、本当に参加して、夜は炊き出しで保健師さんたちも子供、赤ちゃんたちを動員して健診の場面を撮るといふ、そういうこと、それから炭焼き小屋の場面では、金ヶ崎で赤ちゃんを連

れて炭焼き小屋に行く、この雪の中の炭焼き小屋に赤ちゃんが行っている、死なせてはいけないと保健婦が行って助けるという場面があるのですが、そういったところにも地域の方々がたくさん、そして先日北上の方からうちの公民館で撮影したので、この映画見られないかという問合せがあったのです。そういうふうに、大事な映画だから自分たちのところでもその映画を残しておきたいと、そういうふうな話がありました。

議長 和子さん、すみませんけれども、質問のほうに集中していただきたいのですけれども。よろしくをお願いします。

4番 ということと同時に、研究者がたくさん入っておりまして、こういう母子健康センターの研究もされて、資料が届いております。そういう必要性を今私力説しておりますが、それで共感していただけるのであれば、やはり行政として何らかの形でこの歴史を残すということに着手すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんのほうからの発言の中に、沢内のことだからという思いでという発言がありましたけれども、私はこの立場にあって、そういう思いは一度たりとも持ったことがございませんので、私を無理やり突き放すような発言は考え直していただきたいというふうに思います。

これは、私は深澤晟雄の業績というのはずばらしいものだというふうに、もう完全に私は認めます。あとは、これをどのように利用し、どのように残せるかということだというふうに思います。資料館もあってやっているわけですので、その位置づけとか扱い、利用の仕方とかというものをさらに検討するということも、それはやぶさかではないと思います。議員さん、議会の皆さん、構成する皆さん方もそれぞれ考え方がありと思うので、今後の検討、研究材

料の一つにさせていただければいろいろ議論ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 高橋和子君。

4番 私が突き放す先に町長が私を突き放したので、そうでしょう。NPO法人の活動に集約しと、そういうふうにおっしゃったので、行政としてやる予定はないのかなと思って発言して、ちょっと余分な分まで力説して、ちょっと疲れたのですけれども。

そういう今のようなご答弁であれば、やはり今までそういうアプローチがなかったから、深澤晟雄資料館があるだろうとおっしゃったのですが、先ほど申し上げたように、深澤晟雄の身辺の歴史が主なのです。晟雄が目指した住民を守る手だては、その後に受け継いだ加藤院長、そして増田院長はじめ健康管理課の活動の中に集約されておりました、視察に来る方々もそういった点も大いに参考になるということであるわけですから、やはり今ご答弁いただいて安心しましたけれども、何らかの形で行政が関わってやっていただきたいということがまず一つでありまして、場所、できれば母子健康センターを活用したほうがいいのではないかとというのが私の思いなのですが、なぜかという、あそこのエリアは沢内住民が合併前に命を守る場所として、自分たちが本当に心を寄せて研修を受けたり、いろいろな保健活動をやってきた場所なのです。ですから、あそこの場所は非常に大事ななと思っているところです。

そういうわけでございますので、その歴史を残すことに行政も関わってやっていくということをもう一度ご答弁お願ひしたいなと思います。

議長 細井町長。

町長 NPOとか、そこでやればそれで全くよくて、行政が関わらないということではなくて、いろいろ中心になって進めていく主体は行政の場合もあるし、NPOの場合もあるし、全く個人の場合も、いろいろあると思います。それは、

どういう手段であってもよろしいかと思うし、それなりの意思を持って引っ張っていく方があれば、事業というのとはできるというふうに思います。

行政としては、当然行政の歴史ですから、これに関わらないということはないと思いますので、事業主体と一緒にあって、そういうものに参加していくということはよろしいかと思いません。具体的にどういう中身で検討していくかということにつきましては、先ほども申し上げましたように、皆様方とちょっと勉強会のテーマにでもさせていただいて、深めてよろしいのではないのでしょうか。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。私も先ほどお話ししたようにNPOに参加しておりますので、やはり中核になりながら、多くの住民と一緒に学びながら、歴史を学びながら、行政と一緒に取り組めればいいと思いますので、ぜひともそのようにお願ひしたいなと思います。

ここの部分は終わりました、次に沢内病院の活用です。本当に何でこの予算のないときにこんな出すかなと思われたに違いないと私思っているのです。大体そういうことはやりそうもないと、当局のお考えだろうなと思いますが、先ほど申し上げたように、やはり非常に歴史のある建物ですので、ご答弁いただいたように、元のままに水道やら何やらを復旧するということは、莫大なお金がかかると思うのですが、建物そのものはしっかりしていると思いますので、沢内庁舎が解体されてしまいますと、会議室もないし、図書室もないし、研修するところもなくなるということで、消防署を使えとか、いろいろありますが、本当に沢内住民がなれ親しんできた、地域の人たちもなれ親しんできた建物があるのですから、検討していただきたいなと思います。どうだろうということで検討していただいて、簡易な工事で水道やら電気とかやれるのであれば、それほど莫大な予算がかかからな

いのではないかと、私素人ですから、そういうふうには思っているのですが、検討する余地があるのか、絶対駄目だということなのか、お伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 旧沢内病院についてのお尋ねでございますけれども、先ほどの母子健康センターの翌年の昭和51年に建設された建物でございます。平成22年には、議員ご指摘の耐震補強工事を施しておりますが、母子健康センター同様に、平成26年の病院移転に伴って全ての人員、機能、業務等を新病院に移行し、現在に至っているものでございます。

旧病院建物のほかの用途での利活用については、令和元年9月の定例町議会において、北村嗣雄議員の一般質問でも触れられた経緯があり、その際私から、水回り配管などの老朽化が激しく、少なくとも現状での利活用は難しいことなどを踏まえ、解体処分も視野に入れた検討の段階に差しかかっているという認識を示しております。したがって、先ほどの母子健康センターと同じようなお答えになってしまいますが、議員がおっしゃるような活動や取組の意義というものは理解をいたしますが、それに伴う大がかりな修繕やその後の維持管理経費などを考えますと、方法論としては適当ではないものと認識しているところでございます。

いろいろ取り組んできた歴史というものは尊重したいとは思いますが、建物、建築物そのものを残すということについては、今申し上げたような考え方でございます。

議長 高橋和子君。

4番 それもやはりさっき私が申し上げたような方法が取れないのか、いろんなふうな活動、活用できる場所であると私は思っております。そういうふうな耐震工事もやって、周りも丈夫な建物ですから、場所を区切ったりいろいろしながら、いろんな形で使えると思うし、特に1階辺りに図書室を置いて、いろんなことに取り

組みながら、子供たちも楽しめるような様々なイベントなどもやりながら集まって、資料館も見たりしながら活用するという、そういう場というのはないわけですから、今でも図書室を利用されている方がたくさんいらっしゃると思いますけれども、また新たな活用しやすいようなものを設置して、大いに利用していくということを考えていただければと思います。

今ご説明あった内容というのは、元どおりのように配管を、あれはコンクリの中を管が通っているから非常に困難だということは私も知っております。ですから、もっと違った形で使えるようにできないか、検討だけでもやっていただけないでしょうか。そして、あのエリアを少し活気のある、資料館もありますから、活気のあるエリアにして、沢内の人たちが病院もずっと向こうへ行ってしまったし、沢内の庁舎も取り壊されると、そういうふうな中で、心のよりどころにもなるのではないかなと私は思います。どの程度お金がかかるのか分かりませんので、その辺を調べて、活用できるものであれば活用させていただきたいというか、したほうがいいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 議員さんがいろいろな思いがあって、この議場で一般質問で訴えられ、私の考え方なりあってやり取りしているわけです。ただ、今この中でちょっと具体的な方向づけは難しいというふうに思いますので、先ほどはほかの議員の皆さんとも意見交換したいというふうに言いましたけれども、この件に関しまして、できればその前段で、私ともっといろいろ情報交換しながら、その構想、考え方について意見交換をさせていただけないでしょうか。それで、改めてほかの議員の皆さんにも、どういふ話合いをさせていただいたかということをお報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 高橋和子君。

4番 私 の 思 い は、 行 政 が 責 任 を 持 っ て 歴 史 を 受 け 継 い で い た だ き た い と い う こ と と、 歴 史 を 残 し て 後 世 に つ な げ た い と、 こ の 2 つ が 大 き い と ころ で す。 加 え て、 あ そ こ の エ リ ア は 沢 内 の 人 た ち の 多 く の 思 い が 残 っ て い る 場 所 だ か ら と い う こ と で ご ざ い ま す の で、 ま た 今 町 長 が お っ し ゃ っ た よ う な 機 会 を 設 け て 進 め て い け れ ば と 思 っ て お り ま す。

鐘が鳴りましたので、最後に介護保険です。この介護保険は、非常に保険料が高くて大変だということです。第8期の保険料は、7期と同様8,100円という1か月当たりの保険料で、これは平均のところですか。そういうことですが、これは岩手県一高い保険料になっておりまして、やはり必要な介護の総費用がそのまま保険料にはね返ってくるという制度としては、こういうふうな高齢化率の高いところでもろにかぶるといふ、そういうふうなものではないかなと思っておりますので、制度の改善について町長はどのように、改善というか、制度を何とか改善してほしいという思いがあるのかなのか、そういうことを県や国に発言したことがあるのかどうかということ、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 介護保険の制度の仕組みそのものから言いますと、やはり根本的な改善がないとちょっと厳しい状況が続くだろうというふうに思いますので、もっともっと平準化できるような制度の仕組み、根本的な法律を改正してほしいというふうに思って、いろいろな、どこかの会議で話したことがありますけれども、県とか国に向かっての要望事項として話したことはないと思います。ただ、考え方としてはそういう形に立脚しておりまして、一弱小市町村が運営していくというのは、ちょっとこれは限界があるだろうと思っています。

議長 高橋和子君。

4番 同感できてよかったと思います。

それで、町として差し当たって何かできるのか、そういった辺りをちょっとご検討されたかどうかお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからお答えします。

介護保険の制度的なものについては法律のほうで決まっておりますので、どうしても法律の中での制度となりますので、介護保険料の割合というところでも、どうしても決められたものがありますので、町単独でというのはなかなか難しい状況にあります。

ただし、このような軽減、介護保険料の負担を軽減する施策として、国のほうでも、例えば西和賀町のように75歳以上の方の割合が高い市町村には、普通調整交付金として交付になっております。どうしても町の保険財政が西和賀町のところはかなり厳しいですので、そのような自治体間の格差を是正するために、まず国庫支出金の法定割合になる25%のうちの5%を財源として市町村に配分をしているというところで、町のほうではそのような支援も受けておりますし、それからあと平成27年度から低所得者の納める保険料の一部軽減をする制度も創設されておりますので、また元年からは軽減する対象者も拡大されており、町では65歳以上の被保険者の約38%の方が軽減を受けています。その軽減分は国や県、それから町が負担をしているというような状況になりますので、国がある程度保険料の軽減策をいろいろと打ち立てていただいて、持続的に可能な制度という形で進めていまして、町としては国の制度を活用してというところになります。

あと、先ほど町長のほうでもお話がありましたけれども、やはり広域的なところで町単独の介護保険というわけではなくて、国民健康保険が県の広域になったように、そのような形でしたほうが良いということで、全国町村会でも、それから県の町村会でも議論されて要望は出されておりますので、こちらについては引き続き

町のほうでも注視していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 例えば8,100円のこういった1か月当たりの保険料が国保の計算に直接というか、どんな形で関わって、それはまた別でしょうか。介護保険料は関係なく計算されるのでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険は、国民健康保険に加入しています被保険者の方々から納めて、そして医療保険のほうに使われます。そして、介護保険につきましては、まず介護保険という要介護認定を受けた方々のためにサービスいろいろ使われますけれども、そちらのサービス給付費など、それから町で実施しております介護予防事業などに使われる財源として、介護保険ということになりますので、介護保険料はあくまでも介護保険の分に利用しているという状況になります。

議長 高橋和子君。

4番 医療保険の介護分とか、後期高齢者分とか、その計算はどうなっていますか。通告していないから……

議長 でも、関連あるからでしょう。

4番 関連あるから聞いたのですけれども。

議長 高橋和子君。

4番 取り消します、質問。

議長 取消しする。大事なところで、いいのですか。

(何事かの声)

議長 予算の中で聞くそうですから、答弁は結構です。引き続き和子さん、お願いします。

高橋和子君。

4番 時間になったと思いますので、これで終わりたいと思いますが、歴史についてはくれぐれもお忘れなく、よろしくお願ひしたいと思います。

では、これで終わります。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いた

します。

これをもって一般質問を終わります。なお、明日の一般質問は3人を予定していますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦勞さまでした。

午後 2時55分 散 会